

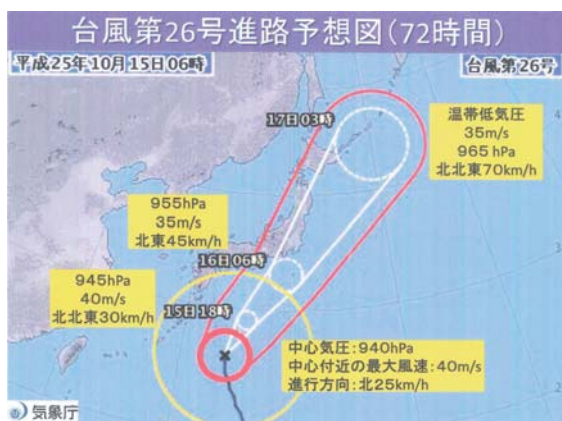
第3章 初動・応急対応期

Part 01 町の体制

土砂災害の発生前

台風26号の発生・接近に伴う気象情報は、13日頃から出ており、町としても台風に関する情報収集を行っていた。

平成25年10月15日11時に、気象庁の呼び掛けで、「台風説明会」が開催された。台風の襲来が予想される時に開催されるもので、この時も役場1階の会議室に、町職員、東京都大島支庁、警察署、気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所、消防本部など関係機関の担当者が集まり、気象庁予報部による台風に関する説明や情報の共有が行われた。



台風説明会で気象庁予報部から示された資料（抜粋）

町は、それまでの気象情報や台風説明会を踏まえ、特に風と波への警戒が必要と判断し、町の防災行政無線の放送により全島に注意喚起を行うとともに、役場としては、あらかじめ定められていた計画に基づき、16日02時に、主に課長級の職員の参集となる第1次非常配備をとることを決定していた。

町は、その後15日17時頃に再度、防災行政無線により暴風、高波への警戒、及び町道の通行止めに関する放送を行った。

17時25分には、東京都気象情報第4号、

18時05分には東京都土砂災害警戒情報第2号が発表された。この情報は18時09分に東京都夜間防災連絡室よりファクスで町役場に届いていたが、町職員は16日02時の参集に備えて、既に退庁していた時間帯であった。

10月16日零時頃には、第1次非常配備につく町職員が役場本庁や各出張所等に参集し始めていた。

10月16日02時の本庁・出張所等の体制

場所	人数（人）
役場本庁	13
泉津出張所	3
北の山出張所	3
岡田出張所	3
野増出張所	2
差木地出張所	5
波浮港出張所	3
北の山浄水場	1
南部浄水場	1
消防本部	15
消防団	120

災害対策本部の設置

困難だった状況の把握

16日02時20分から30分頃には、最初の大規模な土砂災害が発生していた。

02時40分頃から、町には、土砂災害の発生を伝える住民等からの通報、救助要請などの情報が断片的に入り始め、町職員も被害の発生について認識するようになっていた。

本来、災害時などでは、いち早く現場確認等を行う地域整備課では、この時も被害状況確認のため職員を出動させたが、道路の冠水などがひどく、ほとんど現場にたどり着くことさえできなかったという。

03時25分には、町役場庁舎も停電し、

業務のパソコンの電源が切れ、これまで整理してきた被害等の情報やデータが消失してしまった。非常用電源も作動したが、役場の一部でしか接続されておらず、全庁的に電源を使うことができなかった。

体制の強化

土砂災害の発生が夜間であり、また激しい豪雨のなかで、町としても、正確な被害状況の把握は難しかった。それでも、住民等からの通報や気象庁からの情報などにより、町職員の間でも、配備態勢のさらなる強化が必要だと判断され、02時57分に第2次非常配備態勢（係長級の男性職員）、03時14分には第3次非常配備態勢（男性職員全員）と、配備態勢の増強を図っていった。

この間も、被害に関する情報や救助要請、行方不明者情報が続々入ってきていた。16日05時18分には、教育長を本部長とする大島町災害対策本部が設置された。

05時30分には、最初の災害対策本部会議が開催され、各課長級の本部員のほか、消防長、消防団長も参加して、それまで寄せられていた被害情報などが住宅地図等に整理されていった。



災害対策本部の様子（気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所提供）

関係機関による合同会議

16日09時26分には警視庁特別救助隊、10時30分には東京消防庁など防災関係機関が続々島内に入ってきた。

町をはじめとする地元機関と島外からの応援機関が協議や活動調整を行うため、町役場の災害対策本部の隣室では、関係機関による合同の会議が開催されていた。

この合同会議には、内閣府や自衛隊など国の機関や、東京消防庁、警視庁、東京電力など、外部からさまざまな機関が参加していた。

合同会議は、毎日朝夕2回行われ、救助活動の状況や住民の避難状況などが相互で確認され、被害状況などが地図等に整理されていった。ここで協議されたことは、町の災害対策本部にもすぐに報告されていた。



合同会議の様子（気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所提供）



合同会議の様子（東京消防庁提供）

続く台風27・28号に備えて

大島町四者懇談会

土砂災害発生の日17日から、町災害対策本部会議では、さらに接近が予想されていた台風27・28号への対策についての検討が始められていた。

また、昭和61年三原山噴火の際にも開催された「大島町四者懇談会（町、大島支庁、大島警察署、気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所）」がこの時も開かれ、そこに内閣府、国土交通省、気象庁、東京都副知事も加わり、警戒避難対応の検討が行われた。

町災害対策本部

16日の土砂災害の教訓を踏まえ、町の災害対策本部や避難所、出張所では昼夜の配備ローテーションが組まれた。

また、避難所には、東京都からの応援職員も配置されるなど、災害に備えた体制が構築された。

町災害対策本部夜間シフト表

月日	三役	課長	係長他
10/17	教育長		2人
10/18	副町長		4人
10/19	町長、教育長	2人	4人
10/20	副町長	2人	4人
10/21	教育長	2人	3人、都職員
10/22	町長	1人	4人
10/23	町長	2人	3人、都職員

10月19～20日町職員の避難所・出張所夜間シフト表

月日	配置場所	配備人数(人)	
10/19	避難所	大島高校	6
		北の山公民館	2
		さくら小学校	2
		泉津体育館	1
		大島けんこうセンター	8
	出張所等	泉津出張所	1
		岡田出張所	1
		野増出張所	1
		間伏文化会館	3
		差木地出張所	1
		波浮港出張所	2
	計		28
10/20	避難所	大島高校	8
		北の山公民館	5
		さくら小学校	3
		泉津体育館	3
		大島けんこうセンター	3
	出張所等	泉津出張所	2
		岡田出張所	3
		野増出張所	3
		間伏文化会館	3
		差木地出張所	3
		夕ヶ子老人福祉館	3
	波浮港出張所	4	
計		43	

Part 02 関係機関の体制

島内の関係機関の体制

大島町消防本部・消防団

町消防本部（元町北の山）は、町の配備態勢（10月16日02時参集）に合わせて、16日01時に職員15人全員が参集することを決定した。

消防団についても同様に、16日01時30分に役員・各地区分団長など約120人が各詰所に参集することになった。なお、当時消防団は消防団本部と7地区の分団で、合計300人以上の団員がいた。

消防本部は、台風の際は、消防庁舎だけでなく、「クダッチ老人福祉館」に南部方面の現地本部を設置することにしているが、この時も人員6人と消防車、救急車を配備し、台風に備えていた。

05時18分に、大島町災害対策本部が役場に設置され、消防からは、消防長、消防団長が役場に参集した。

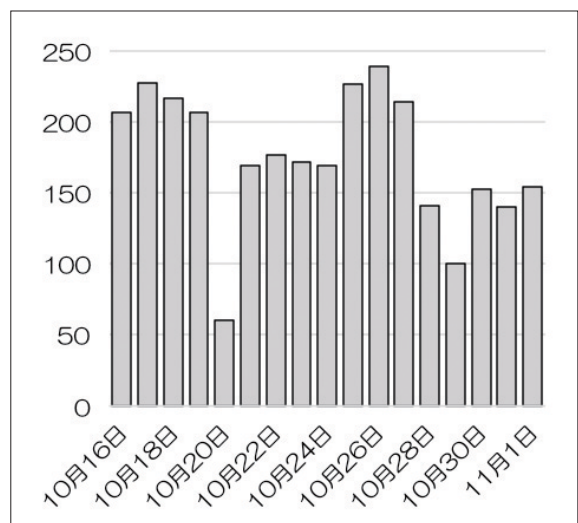
夜が明け、本格的に救助活動等の体制を組むため、05時35分に、消防団長からの全分団員の参集の指示が、町の防災行政無線の放送により周知され、各詰所に集合した。



10月16日早朝の元町詰所（大島社会福祉協議会提供）

消防団本部については、消防庁舎から元町分団詰所に移し、消防団活動の拠点とした。他地区の消防分団も元町に向かったが、冠水や流木等で道路が通行できず、特に南部方面からの進入は困難を極めた。

消防本部職員、消防団員の活動は、初期における救助捜索活動から、住民の避難誘導、避難勧告・避難指示などの広報活動、土砂・流木等の撤去など、幅広く、また長期間にわたって行われることになった。



消防団出動人数

東京都大島支庁

大島支庁は、災害時には東京都災害対策本部地方隊となる機関である。台風26号の接近に備えて、15日14時に、台風対策会議が庁内で行われた。この会議では、その前に開発総合センターで開催された気象庁による「台風説明会」の情報を庁内で共有するとともに、情報連絡態勢をとり、職員は自宅待機することが決定された。ただし、総務課職員2人は、町の参集時刻（16日02時）に合わせて03時に参集することとした。

警視庁大島警察署

大島警察署は13日から、町を通じて台風に関する情報収集に努めていた。15日の気

象庁による「台風説明会」（開発総合センター）にも参加し、その後も町と情報共有を図っていた。

18時05分には、署員2人を増員し、16日00時30分に、次長以下6人が参集、さらに、03時10分に署長以下全署員を招集し体制を強化した。

伊豆大島火山防災連絡事務所

気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所（以下、「火山防災連絡事務所」という。）は、町役場内に置かれており、本来、伊豆大島火山の観測をはじめとする火山防災に関する業務を担っているが、台風などでも、これまで大島町に情報提供するなど相互の連携に努めてきた。

今回の台風26号の接近においては、15日の「台風説明会」（開発総合センター）に参加し、説明会後には、過去に伊豆大島に影響を与えた台風から今回の台風26号に類似する事例の記録を調べ、町と共有していた。

火山防災連絡事務所（2人）も町の参集時刻を参考に、16日03時参集を決定した。

所長が参集した02時50分頃には、すでに雨も激しく、町にも土砂災害の被害情報が断片的に入っており、かなり混乱した状況であった。町役場に到着してからは、気象情報の提供や解説など、町の情報収集活動を支援した。また、気象庁本庁とも連絡を密にし、より詳細な情報の収集に努めた。

島外の関係機関の体制

東京都

10月15日に、東京都総合防災部は、台風の接近に備えて、それまでの情報監視態勢

から情報連絡態勢に移行し体制を強化した。

16日には都の現地対策本部を大島支庁に設置し、町や防災関係機関との連絡調整、被害情報などの把握を行った。

10月18日になると、さらに台風27・28号に備え、「災害即応対策本部」を設置し、島外避難や緊急的な土砂災害防止策などにあたった。また、応急復旧対策や生活再建支援など、中長期的な防災対策にも取り組むため、18日21時に副知事や、各局危機管理主管部長等からなる「大島応急復旧プロジェクトチーム」を支庁に立ち上げた。このプロジェクトチームには、「生活再建」、「産業・観光支援」、「危機管理」、「都市・インフラ復旧」の4つのワーキンググループを設け、復旧対策や防災対策についてハード・ソフト両面から東京都が実施すべき取り組みや町への支援策等について検討が行われた。

10月30日に、島外避難した住民の多くが帰島したことを踏まえ、災害即応対策本部を廃止し、情報連絡態勢に戻した。

東京消防庁

東京消防庁は10月16日09時、町長より「東京消防庁東京都大島町消防応援協定」に基づく応援要請を受けて、142人の隊員をヘリ等で派遣した。以降、11月15日までの31日間で、消防職員延べ3,782人、消防車両10台を派遣し、救助・捜索活動などにあたった。



大島に向かう東京消防庁（東京消防庁提供）

このほか、10月17日、18日には東京都の災害派遣医療チームの輸送支援を行った。

警視庁

警視庁は、大島町の土砂災害による被害状況が明らかになったことを受け、09時26分には、第1陣として特殊救助隊員を警視庁ヘリコプターで派遣し、直ちに現地で救出・救助活動を開始した。土砂災害が発生した16日のうちに、機動隊2コ中隊、警備犬部隊、鑑識課員などを派遣、併せて111人態勢で臨んだ。

さらに17日の午後には機動隊2コ中隊等133人を増派し、救出救助及び搜索活動を行った。

その後、11月16日までの32日間にヘリコプター6機、災害用重機等13台、警備艇などを出動させたほか、救出救助、搜索活動、警戒活動、交通対策及びご遺体の検視などを行うために、この間延べ6,052人を派遣した。

政府・内閣府

政府は、10月16日07時06分、首相官邸に「官邸情報連絡室」を設置し、11時30分には、内閣府は情報収集と連絡活動を行う「内閣府情報対策室」から本格的に防災対応を行う「災害対策室」へ改組した。

また、10月18日～19日に避難所の状況等を調査するため内閣府職員3人を大島町に派遣し、10月19日14時には住民避難や二次災害防止対策など、関係機関が一体となった防災対応を行うため、関係府省庁、東京都、町による「政府現地災害対策室」を町役場に設置した。

総務省消防庁・緊急消防援助隊

総務省消防庁は、10月15日18時に応

急対策室長を長とする災害対策室を設置、16日10時には災害対策本部を設置した。

16日11時55分には、緊急消防援助隊の出動要請を関係する県・市に出し、下表の各県・市から2,000人を越える隊員が派遣された。

緊急消防援助隊派遣消防局

- ・さいたま市消防局
- ・千葉市消防局
- ・横浜市消防局
- ・川崎市消防局
- ・静岡市消防局、浜松市消防局、沼津市消防本部、富士市消防本部、伊東市消防本部、田方市消防本部、熱海市消防本部

自衛隊

自衛隊は、東京都知事から大島町への災害派遣要請を10時20分に受理した後、直ちに航空機等で隊員約80人を派遣し、大島町元町地区における救助・搜索活動を開始した。17日以降は、航空機及び船舶を利用して、部隊・隊員を逐次増派した。

20日21時49分には、東部方面總監を指揮官とした「伊豆大島災統合任務部隊」を組織して、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の一元的な運用を行った。

「伊豆大島災統合任務部隊」を編成して以降も、逐次部隊・隊員を増派し、最大時には



町役場内に設けられた陸上自衛隊現地司令部
(火山防災連絡事務所提供)

約 1,200 人の隊員が活動に従事した。

自衛隊の主な活動内容

- ・元町地区における行方不明者の搜索
- ・町内の入院患者の島外避難搬送
- ・ご遺体の搬送
- ・関係機関の対処要員・物資の輸送支援
- ・二次災害予防処置
(土砂・流木の除去、土のう作成・運搬)
- ・ヘリコプター映像伝送による官邸等への情報提供 など

国土交通省

国土交通省では、10月16日より、本省及び全国の地方整備局等から、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と、照明車や衛星通信車などの災害対策用機械を派遣し、二次災害を防止するため避難場所の点検や搜索活動場所の安全確認、施設等の早期復旧のための技術的支援などを行った。TEC-FORCEは16日以降も、順次追加派遣を行い、10月31日までに延べ約1,000人/日を越える隊員を派遣した。

また、台風27・28号に向けた暫定的な土砂災害警戒避難体制の基準作成といった技術的支援や、土嚢、ブルーシート等の物資の支援も行った。

10月16日から18日のTEC-FORCEの派遣状況

日	部隊	人数
10/16	第1陣、第2陣、第3陣	19
10/17	第4陣	6
10/18	第5陣、第6陣	21
	合計	46



国土交通省 TEC-FORCE（火山防災連絡事務所提供）

気象庁

気象庁予報部では、10月15日11時30分に、台風26号に備えて「台風説明会」を開催し、町をはじめ、都下区市町村や東京都等関係機関に、今後の台風の進路予測、警戒すべき時間帯などの情報提供に努めた。

17時48分には、本庁においても警戒体制をとり、引き続き台風に備えていた。

16日の土砂災害の発生後は、火山防災連絡事務所と調整し、気象庁予報部から町に直接、「東京都大島町の気象情報」を提供する体制を構築した。



「東京都大島町の気象情報」の掲示（火山防災連絡事務所提供）

また、土砂災害発生後は、土砂が通常よりも不安定になっていると考えられ、二次災害を防止するため、大雨警報や土砂災害警戒情報を発表基準の8割に引き下げて運用を行った。

10月19日からは現地に職員を派遣して、気象状況の解説や暫定的な避難基準の設定に係る技術的助言を行った。

海上保安庁

海上保安庁は、16日から、巡視船を派遣し、行方不明者の潜水搜索及び被害状況調査を行った。さらに、航空機による日本赤十字社医療チームや医療資機材の搬送、巡視船による島民の島外避難に備えた輸送対応の準備などの支援を行った。派遣された巡視船は延べ52隻、航空機は延べ20機に及ぶ。また、

町災害対策本部に連絡員を派遣するとともに、潜水土延べ31人による元町港及び周辺海域の潜水捜索を実施した。



海上保安庁による捜索活動（海上保安庁提供）

日本赤十字社

日本赤十字社は、10月17日に、医師2人、看護師1人、事務員2人が現地入りし、避難所等での被災者の健康相談や心のケアなどの対応にあたった。17日以降も医師、看護師、さらには介護福祉士、心理士などを派遣し、被災者だけでなく、災害対応に従事した人たちへの健康相談などにも継続して対応した。

Part 03 受援体制

多数の機関の応援

大島町には、土砂災害が発生した直後から、多くの機関が島外から駆け付け、活動要員も多数に及んだ。

そのため、町としては、各機関の現地本部設置場所や宿泊施設の確保・調整なども重要な業務であった。

今回の災害で受援体制として考慮された点

- ・各機関の現地本部設置スペースの確保
- ・応援人員の宿泊場所、入浴施設の確保
- ・応急活動用車両等の駐車スペースの確保
- ・応援人員の輸送手段の確保 など



国土交通省現地本部（東京都大島支庁）（火山防災連絡事務所提供）

ちょうど、土砂災害の発生前には、第68回国民体育大会（平成25年9月28日～平成25年10月8日）があり、大島町も相撲競技の会場となっていたため、大会終了後には、臨時休業している宿泊施設もあった。さらに、災害直後は、報道機関関係者も多数来島したため、特に宿泊場所の確保は苦労した。

捜索支援団体宿泊場所 10月22日時点

機関	宿泊場所	人数(人)
警察	・旧北の山小学校体育館 ・大島署道場 ・瓦船 ・大陣 ・富士や旅館	237
自衛隊	・旧内田苑 ・ふるさと体験館 ・大島グランド ・旧差木地小学校校舎 ・トレーニングセンター・相撲場 ・旧波浮小学校校舎・体育館 ・勤労福祉会館 ・第2中学校体育館 ・町役場開発総合センター内	1,185
消防	・大島高校校舎 ・御神火温泉	200
国土交通省	・大島カメリアインリゾートホテル ・シークリフ波浮ホテル ・ホテル白岩	68
東京都	・パームビーチ ・野田浜園 ・八幡荘 ・ブランブルー和 ・エムズシー ・民宿海楽 ・民宿 mock mock ・東京都都職員住宅	44
合計		1,734



10月17日御神火温泉に宿泊する緊急消防援助隊（東京消防庁提供）

また、各機関の現地本部設置場所や宿泊場所を確保しても、更なる人員の増加や、割りあてられた施設が避難所として開設されるなど、別の場所や施設に移動が必要になる事態も生じた。

食事や物資の手配といった後方支援については、消防機関は町消防本部、警視庁は大島警察署のように関係する島内の機関が調整を

行っていた。

島しょ部であるため、島外からの応援機関も、車両を十分に持ち込むことが困難であった。加えて、宿泊施設などが限られていたこともあり、各機関の宿泊場所が島内の複数個所に分散し、活動場所から離れてしまう問題も生じた。そのため、町は、大島旅客自動車株式会社からバスを借り上げて、港からの移動、宿泊場所からの移動などの支援を行った。

Part 04 救助・搜索活動

「家が突っ込んできた」

10月16日02時43分、町消防本部に、神達地区に住む町職員から「近所の家が我が家に突っ込んできた」との報告が入った。この報告が消防本部に被害を伝える第一報であった。

02時50分に、消防本部職員と消防団員が状況確認のため、ポンプ車など2台で元町方面に向かった。この時、すでに雨が非常に激しく、確認に行った職員から、「家が流されている」「車両も動けない」との連絡が消防本部に入っていた。流木や多量の水で通行できず、また、消防車両に設置されている強力なライトをもってしても数メートル先が見えないという状態であったという。一方、すでに現地に行っていた町消防団副団長は、元町橋付近で、家が流されていく場面に遭遇した。その報告を受けた消防本部も最初は信じられなかったという。

ポンプ車等で現場確認に出動した消防本部職員や消防団員は、その間、付近にいた住民数名を救助し、大島医療センターに搬送していた。



元町橋近辺の被害 10月16日（火山防災連絡事務所提供）

一方、野増からも野増分団の車両が、元町地区に向かおうとしていたが、伊豆大島火山博物館前がすでに冠水し通行不能な状態であった。このような状況では、消防本部も被害状況の全容が確認できず、現場も危険な状況にあることを察し、いったん消防団員を各分団詰所に待機させることとした。

消防本部には、その後も住民から床上浸水などの通報が続々入ってきたが、救助に向かうこともできず、消防本部職員や団員等に状況の確認に行かせることが精一杯の対応であった。

16日05時28分に、大島町役場に災害対策本部が設置され、消防本部にも参集せよとの連絡が入り、消防長、消防団長が役場に向かった。



大島町災害対策本部（火山防災連絡事務所提供）

災害対策本部では、消防団長が住宅地図に入ってくる情報を地図に落とすなどの被害状況の把握に努めた。

05時35分には、全消防団員に召集がかけられ、消防団本部を中心に、元町分団詰所を現場本部と定めた。集まってくる各分団員へ活動を指示するとともに、現場活動における情報収集の正確性を図るため、災害現場直近にも、現場指揮所を設置した。

さまざまな機関による 救助・捜索活動

派遣部隊、現地に集結

16日09時00分に、町から東京消防庁へ応援要請が行われ、東京都知事から自衛隊への災害派遣要請も行われた（10時20分受理）。土砂災害が発生した16日には、警視庁特別救助隊、東京消防庁、自衛隊、海上保安庁第3管区海上保安部など、救出や捜索活動にあたる各機関の部隊が大島に続々到着し始めた。



現地に到着した東京消防庁派遣部隊（16日）（東京消防庁提供）



被災地を捜索する陸上自衛隊（17日）
（大島社会福祉協議会提供）

土石流痕での救出・捜索

災害発生直後は、救助・捜索活動にあたる機関も活動調整や役割分担などが十分にされ

ていない状況であった。より効率的に活動するために、関係機関による合同会議で調整が図られ、捜索現場のエリアを機関ごとに割り振るなど体制が改善された。本災害では、次のようなエリア区分がなされた。

- ①上流部（神達地区）：消防団、消防本部、東京消防庁、緊急消防援助隊などの消防機関
- ②中流部：自衛隊
- ③下流部：警察機関



救助・捜索の機関ごとのエリア分け
（大島社会福祉協議会提供）



さまざまな機関が現場に集結（東京消防庁提供）



倒壊した家屋での救助・捜索活動（東京消防庁提供）



土石流の痕を捜索する大島町消防団（東京消防庁提供）

各機関で捜索エリアの割当てがされたものの、土石流が流れた痕は、地域をよく知っている者でないと、そこに道路があったのか、家屋が建っていたのかが全く分からない状態であった。そこで、町は、より効率的に捜索活動が進められるように、自衛隊や警察等から要請があった場合には、各現場に地域に詳しい消防団員を派遣するように手配した。また、今回の災害では、土石流によってご遺体などが居住地から遠く離れて発見される場合が多く、ご遺体などの確認に地元で詳しい消防団員の知見が不可欠であった。

10月16日には、国土交通省のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の第1陣が大島に派遣され、土砂災害の発生状況や危

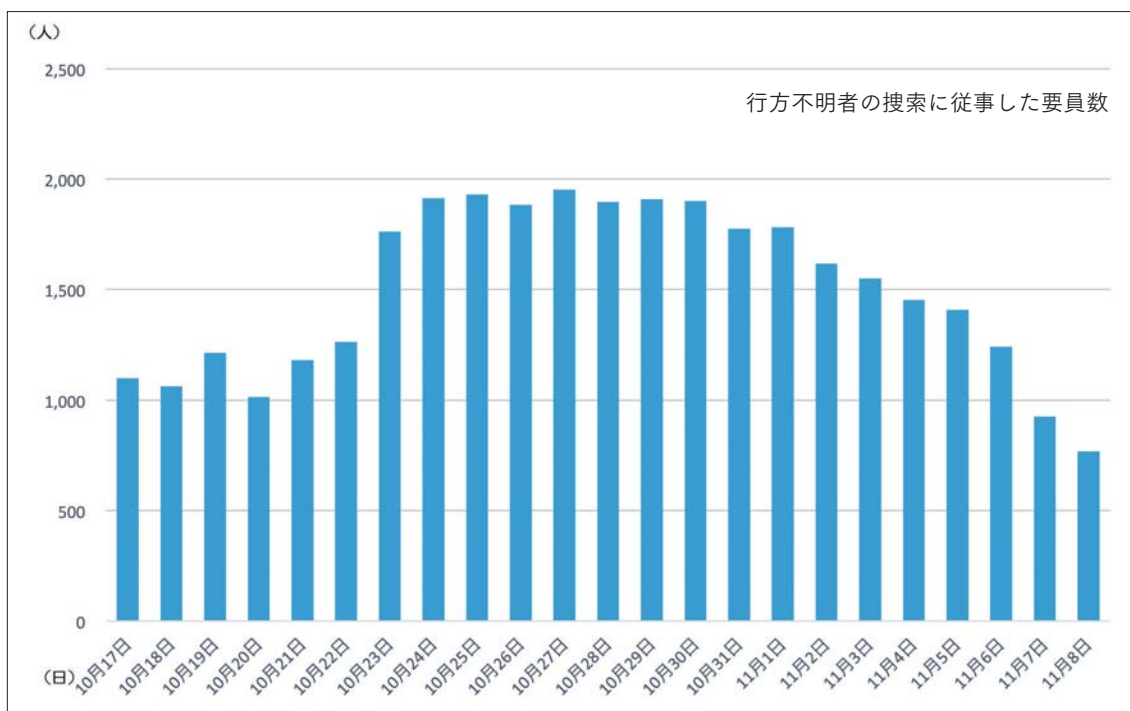


夜間を徹しての捜索活動（東京消防庁提供）

険箇所の点検など現地調査が開始された。救出や捜索活動の現場は、地盤も緩み、土砂等が大量に堆積しており、再度流出する危険性も高く、二次災害の発生も懸念されていた。そのため、TEC-FORCEは、各機関による捜索活動や応急対策活動のための現地危険度判定や、現地で状況説明を行うなど活動支援にもあたった。



国土交通省による現地調査（火山防災連絡事務所提供）



土砂災害発生の翌日（10月17日）から、11月8日までの23日間で、延べ約3万4千人の人員が活動にあたった。東京消防庁、緊急消防援助隊、警視庁機動隊、自衛隊、海上保安庁、国土交通省関係、大島警察署、町消防本部、町消防団等であり、日別の活動要員数の推移は前ページ図のとおりである。

発災当初は、現場も土砂災害の影響が残り不安定な中での活動であったが、徐々に活動要員の数も増強され、連日2千人規模の体制で活動が行われた。

現地での指揮

消防機関では、現地に指揮所を設置し、そこで捜索等の指揮をとった。指揮所には、テーブルや無線機も配備された。自衛隊や警察等との活動調整もその場で行うなど、その都度役場の本部に上げることなく、迅速に対応できるようにしていた。



現場での指揮（東京消防庁提供）

Column

地元機関・団体の協力

救出活動などに必要となる重機類や資器材については、大島町の建設業協会が全面的に協力し、その確保・手配も円滑に行われた。

検索関連で調達された主な資器材等

調達日	内容
10月19日	・ブルドーザー3台 ・バックホウ2台 ・油圧グラブプル3台
10月20日	・油圧グラブプル1台
10月22日	・作業靴、安全靴、作業服
10月23日	・作業服、安全靴等 ・10トンドンプ2台
10月26日	・作業服、安全靴、スコップ等
10月29日	・2トントラック3台 ・バックホウ2台
10月31日	・バックホウ1台
11月7日	・バックホウ1台 ・油圧グラブプル1台 ・2トントラック2台

実際に救出や捜索活動にあたった消防団の中には、建設業を営む者も多く、重機類の扱いにも慣れていて団員が多かった。濡れた流木の除去では、チェーンソーがすぐに切れなくなってしまう。そのような場面でも、消防団は、その場で研いで活動を再開していた。



現場で使われた重機や資器材（東京消防庁提供）

長期にわたる搜索活動

11月15日に、自衛隊などの応援部隊が、救助や搜索の任務を終え撤収した後も、町は、残されたがれき処理や復旧作業に従事する業者に、行方不明者の搜索に留意するように、引き続き協力を求めている。そして、この頃より、陸から海での搜索に重点が置かれていった。

災害発生後からの海での搜索活動の実施状況は、次表のとおりである。

海中搜索活動の状況

期間	活動内容
発災から11月15日まで	海上保安庁、元町漁業協同組合、地元ダイバーによる搜索実施
平成26年6月まで	東京都港湾局の復旧整備作業と並行して搜索活動
以下、元町漁協による行方不明者の搜索	
平成26年7月	搜索日数9日間 船外機7隻、潜水作業員延べ43人
平成26年8月	搜索日数9日間 船外機9隻、潜水作業員延べ76人
平成26年9月	搜索日数5日間 船外機10隻、潜水作業員延べ50人
平成26年10月	搜索日数5日間 船外機8隻、潜水作業員延べ42人
平成26年11月	搜索日数4日間 船外機8隻、潜水作業員延べ48人
平成27年1月	搜索日数2日間 船外機5隻、潜水作業員延べ16人
平成27年2月	搜索日数3日間 船外機6隻、潜水作業員延べ30人
平成27年3月	搜索日数7日間 船外機14隻、潜水作業員延べ74人
平成27年4～5月	搜索日数5日間 船外機10隻、潜水作業員延べ44人
平成27年7月	搜索日数6日間 船外機10隻、潜水作業員延べ34人
平成27年9～11月	搜索日数11日間 船外機21隻、潜水作業員延べ94人
平成28年1～2月	搜索日数15日間 船外機41隻、潜水作業員延べ158人
平成28年3～5月	搜索日数17日間 船外機49隻、潜水作業員延べ174人
平成28年6～8月	搜索日数15日間 船外機43隻、潜水作業員延べ150人
平成28年9～11月	搜索日数16日間 船外機48隻、潜水作業員延べ150人

平成27年4月には、「大島町行方不明者搜索協議会」が設置された。大島町と関係機関が協力し、行方不明者の搜索計画の協議や各機関相互の情報共有を図ることを目的に設置されたものである。協議会の開催とともに、協議会構成機関による合同搜索も実施されている。

大島町行方不明者搜索協議会の構成メンバー

会長：大島町長
構成員：副町長、総務課長、政策推進課長、観光産業課長、土砂災害復興推進室長、特別参事、消防本部消防長、消防団総務部長、警視庁大島警察署次長、大島支庁総務課長、大島支庁港湾課長、大島支庁産業課長、島しょ農林水産総合センター大島事業所長



合同搜索活動にあたる人たち（平成27年6月16日）



元町漁協による潜水搜索

協議会構成機関による合同捜索活動の状況

時期	捜索場所〔参加機関等〕
平成 27 年 5 月 18 日	弘法浜・湯の浜・貨物棧橋の周辺 〔大島町、大島警察署、大島支庁、町議 会議員 計 42 人〕
平成 27 年 6 月 1 日	貨物棧橋付近の海岸線周辺 〔大島町 計 11 人〕
平成 27 年 6 月 16 日	弘法浜・湯の浜・貨物棧橋の周辺 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所 計 54 人〕
平成 27 年 7 月 8 日	弘法浜・湯の浜・貨物棧橋の周辺・御神 火温泉～北側磯場 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所、町議会議員 計 55 人〕
平成 27 年 10 月 16 日	弘法浜 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所、町議会議員 計 50 人〕
平成 27 年 11 月 20 日	弘法浜 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所、町議会議員 計 49 人〕
平成 27 年 12 月 22 日	弘法浜 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島しよ 保健所、町議会議員 計 55 人〕
平成 28 年 1 月 27 日	弘法浜 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所、町議会議員 計 45 人〕
平成 28 年 2 月 25 日	弘法浜・貨物棧橋の周辺・仲の原園地下 磯一帯 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所 計 48 人〕
平成 28 年 3 月 23 日	弘法浜 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所 計 42 人〕
平成 28 年 4 月 20 日	弘法浜・貨物棧橋の周辺 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所、町議会議員 計 53 人〕
平成 28 年 5 月 24 日	弘法浜・貨物棧橋の周辺 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所 計 40 人〕
平成 28 年 6 月 20 日	弘法浜・貨物棧橋の周辺 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所 計 43 人〕
平成 28 年 9 月 28 日	弘法浜・貨物棧橋の周辺 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島しよ 保健所、タイムリー研修生 計 58 人〕
平成 28 年 10 月 16 日	弘法浜・貨物棧橋の周辺 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所、町議会議員 計 54 人〕
平成 28 年 11 月 28 日	弘法浜・貨物棧橋の周辺 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所、町議会議員 計 49 人〕
平成 28 年 12 月 20 日	弘法浜・貨物棧橋の周辺 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所、町議会議員 計 44 人〕
平成 29 年 1 月 23 日	弘法浜・貨物棧橋の周辺 〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島 しよ保健所、町議会議員 計 43 人〕



合同捜索活動（平成 28 年 1 月 27 日）

平成 27 年 7 月 8 日には、町の依頼を受け、海上保安庁第三管区海上保安本部による潜水捜索が行われた。この捜索には、巡視船「おきつ」、巡視艇「いずなみ」が配備され、特殊救難隊員 6 人、潜水支援員 3 人による捜索が実施された。



海上保安庁による潜水捜索

Part 05 避難勧告・指示

10月16日土砂災害における避難

10月16日の土砂災害発生前後において、町からは避難勧告等の発令はなかったが、防災行政無線の放送によって大金沢氾濫による危険な状態への注意喚起が呼び掛けられた。

町から避難勧告等は発令されていなかったが、すでに現場にいた消防本部職員や消防団、警察、町職員等により、住民の救助や現場確認などの活動と併せて、避難誘導も行われており、03時30分には元町3丁目の住民4人が開発総合センターに避難していた。また、野増地区の出張所にも、数人の住民が自主的に避難していた。

台風27・28号による避難勧告・指示

避難体制

土砂災害発生後、救出・捜索活動や避難所の対応などが続けられている中、今度は台風27・28号が迫っていた。16日の土砂災害発生により、土砂が不安定な状態になっている可能性があることから、すでに、気象庁では、注意報や警報、土砂災害警戒情報の発表基準を通常の8割で運用することとしていた。そのため、町では、台風接近や土砂災害警戒情報等の発表に伴う住民避難の必要性に迫られた。

17日には、大島町四者懇談会（町、東京都大島支庁、大島警察署、火山防災連絡事務所）の構成機関に、内閣府、国土交通省、気象庁、東京都副知事も参画した会議により、緊急的に避難勧告・避難指示の発令基準、対象地域の検討が行われた。



緊急的に避難勧告・避難指示等の対象範囲を検討した地図

避難勧告・指示の発令

10月19日に、町は気象庁から夕方から翌日の午前中にかけて雨が続くという情報を受け、元町地区、泉津地区に避難勧告を発令した。21日には、大雨警報解除を受け、避難勧告もいったん解除された。その後25日には、大雨注意報が発表され、大雨警報も続いて発表される見込みであったため、12時00分には元町、泉津地区に、15時00分には全島に避難勧告が発令された。特に土石流の発生が懸念される溪流沿いには、その後、避難勧告から避難指示に切り替えられている。

避難指示発令等の状況

日時	内容
10/19	15:30 ・元町地区に避難準備情報
	16:18 ・大雨注意報発表
	17:03 ・元町一部地区に避難勧告 (約 1,000 世帯・1,900 人)
	17:18 ・泉津地区（黒潮開拓地区除く） に避難勧告
18:38 ・泉津黒潮開拓地区に避難勧告 (泉津地区全体で約 200 世帯・ 400 人)	
10/20	08:24 ・大雨警報発表
10/21	04:10 ・大雨警報解除
	08:00 ・避難勧告解除
10/25	10:00 ・元町一部地区に避難準備情報 (約 1,000 世帯・1,900 人)
	11:29 ・大雨注意報発表
	12:00 ・元町一部地区に避難勧告 ・泉津地区 に避難勧告 (約 200 世帯・400 人)
	15:00 ・全島に避難勧告 (約 4000 世帯・8,400 人)
	17:20 ・元町長沢流域一部に避難指示 (約 190 世帯・350 人) ・元町長沢流域一部に避難指示 (約 50 世帯・100 人) ・元町大金沢流域一部地区に避難指示 (約 300 世帯・530 人) ・泉津地区（開拓地区除く）に 避難指示 (約 200 世帯・400 人) ・岡田地区一部に避難指示 (2 世帯・3 人) ・合計 約 690 世帯・1,270 人に 避難指示
	18:55 ・大雨警報発表
10/26	15:28 ・大雨警報解除
	17:24 ・避難指示解除

いずれも、夜間の避難は避けるため、早めの時間帯に発令されている。また、住民への周知を確実にを行うために、防災行政無線による放送だけでなく、避難対象地域の世帯一軒一軒に対して戸別訪問を行い、避難を促した。戸別訪問には、警察の応援部隊約 200 人と、地元に残しい消防団約 50 人が連携して行われた。

避難支援

避難所への移動を支援するため、町は、大島旅客自動車株式会社と調整して、避難用の臨時バス 5 台を確保した。また、住民に分かりやすい場所 4 箇所に、臨時の停留所を設けた。防災行政無線や消防団の広報車両を使い臨時バスによる避難の周知を図るほか、各停留所に町職員も配置した。バス運転手には、停留所にいる住民だけでなく、停留所近辺を巡回して、途中歩いて避難している住民も乗せるよう依頼した。

また、避難勧告が解除され、避難所から住民が帰宅する際にもバスによる輸送支援を行っている。

要配慮者の避難対応

要配慮者の避難支援

町は、高齢者などの要配慮者のために、「大島けんこうセンター」と「椿の里」を福祉避難所として開設した。ケアマネージャーとも連携して、避難対象地区内の介護認定を受けている方への呼び掛けも行った。

福祉避難所への要配慮者の輸送は、大島社会福祉協議会が中心となり、大島社会福祉協議会が保有するリフト付きの車両（車椅子対応）4 台を全て使って、避難を支援した。

また、当時大島町には、在宅の酸素療養者



災害当時作成された避難用バスの臨時停留所の地図

が15人居住していた。町は、酸素療養者が福祉避難所に避難する際、必要となる酸素ボンベを医療センターから運んだり、家庭にある機材を持ち込むのを町職員が手伝うなどの支援を行った。

要配慮者等の把握

台風27・28号に対する要配慮者の安全に万全を期すため、町は島外避難を行うこととした。

島外避難にあつては、まず個別に要配慮者の島外避難への意向を調査した。

当時、要配慮者の名簿は未作成であったが、町が共有していた自主防災組織の名簿上

10月22日時点の島外避難希望状況（人）

地区	男性	女性	付き添い者	計
泉津	1	3	0	4
岡田	1	3	0	4
北の山	1	1	2	4
元町	14	17	17	48
野増	3	11	8	22
差木地	6	8	5	19
波浮港	3	8	7	18
計	29	51	39	119

島外避難意向調査票

調査対象者氏名 性別 年齢 住所 電話番号

調査日 調査時間

調査者氏名 調査日時

調査対象者(災害時要配慮者)の情報を記載してください。

氏名	性別	年齢	住所	電話番号
北の山 野増	男	70	伊豆大島 元町	055-94-XXXX
野増 野増	女	72	伊豆大島 元町	055-94-XXXX

質問項目

○ 島外への一時避難を希望しますか？

希望する 希望しない

注「希望する」場合は避難先は、町が指定した避難先となりますのでご注意ください。

○ 介助等付き添いが必要な場合の同行される方について記載してください。

氏名	性別	年齢	住所	電話番号
野増 野増	男	70	伊豆大島 元町	055-94-XXXX

○ その他(避難にあたって、特に留意すべき事項・希望など)

備考欄に記載してください。

記載にあたっては留意事項
 ① 本調査は、台風27号の発生に伴う、島外への一時避難に際しての調査であり、調査以外の用途では一切使用しません。
 ② 記載事項のうち、※の項目は必須事項です。それ以外の項目については、可能な限り記入をお願いします。

島外避難意向調査票

には、高齢者や障がい者などに印がつけられていた。住民課は、この名簿を活用することで、迅速に要配慮者、つまり意向調査の対象者を抽出することができた。

東京都によって作成された、島外避難の意

向調査の様式により、抽出した要配慮者に対して、地区ごとに消防団を通じて意向調査が行われた。

また、妊婦、乳児、在宅酸素療養者等の把握や意向調査については、普段から関わりのある福祉けんこう課の保健師や大島医療センターの職員などにより、対象者のリストアップや意向の確認が行われた。

島外避難の実施

町は、島外避難希望者及び、付き添い者の名簿を、東京都に送付、受け入れ等の調整を依頼し、島外避難希望者の避難港までの輸送などの対応については、地域包括支援センターと協議した。

避難港までの輸送体制は、島内避難と同様に、大島社会福祉協議会の車両、町所有車両などで行われた。

また、乗船中の体調に影響が出ないように、ドクターチェックも行われた。

島外への避難は、東京都がチャーターした東海汽船の高速ジェット船によって行われ、在宅点滴患者1人のみ、自衛隊ヘリにより搬送された。チャーター便には町の保健師や看護師、職員が同行し、到着港の竹芝埠頭で東京都職員に避難者を引き継いだ。

島外避難者数（人）

日	対象者	人数
10/23	主に高齢者	54
10/24	障がい者、妊婦、乳児等	73
計		127

竹芝埠頭から各受入施設までの輸送は、東京都が手配した都営バス、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会による福祉タクシー、及び受入施設の保有車両によって行われた。

酸素療養者の島外避難の際には、町が酸素ボンベを手配し、島外の避難先では、酸素療

養者が普段使用している機材の販売業者の協力を得て、対応が行われた。

帰島

帰島については、台風27号が通り過ぎた26日から、その調整が始められた。

帰島の対応は、東京都が中心となり、竹芝埠頭までの輸送、東海汽船の高速ジェット船のチャーター、船内での支援のための介護職員や医療救護班の手配などを行った。

東京都の用意した受入施設には行かず、親戚宅等に避難した人もいたが、町職員が連絡先の聞き取りを行っており、帰島が可能になった際に、町から直接連絡することができた。

帰島状況

日	船舶	人数
10/28	東海汽船チャーター便 (高速ジェット船)	34
10/29	東海汽船チャーター便 (高速ジェット船)	77
10/29～30	東海汽船定期便 (大型客船)	4
計		115

Part 06 避難所対応

避難所開設・運営

16日の避難者受入

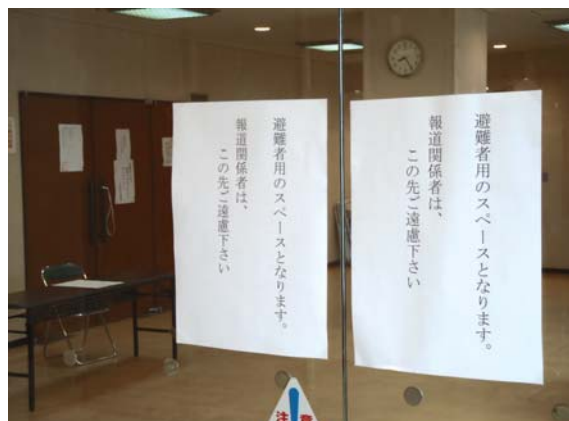
10月16日の土砂災害発生時には、町役場に併設されて開発総合センターを避難所として、避難してきた住民を受け入れた。また、野増出張所にも、数人の避難者が来ていた。

開発総合センターに避難してきた住民は、夜間に雨の中を移動してきたため、びしょ濡れの状態であった。備蓄倉庫は、島内4箇所にあったが、町役場には備蓄がなかった。そのため、避難者にタオルや毛布を配布することができず、町職員が私物等を提供したという状況であった。

災害発生直後は、開発総合センターの1階の和室に避難者が避難していた。夜が明けてからは、家屋の2階などに上がり、難を逃れた住民なども、開発総合センターに避難してきたため、2階の大集会室も避難所として開設し、大集会室は住民、和室は観光客などの島外の人に割り当てられた。



16日の避難所となった開発総合センター（大島社会福祉協議会提供）



16日の避難所（火山防災連絡事務所提供）



16日の避難所（大島社会福祉協議会提供）

開発総合センターの避難者の中には、自宅に甚大な被害を受けた人も多く、緊急避難住宅に入るまで、2週間以上の避難生活を送ることになった。

台風27・28号の避難所対応

台風27・28号に備え、町は、10月17日から、避難所となる施設の収容力、設備の確認作業を行った。避難対象となる区域の人口等を考慮して、避難所への物資の配布や、町職員の配備体制もあらかじめ検討していた。



19日の避難所となった泉津地域センター体育館（旧泉津小体育館）（大島社会福祉協議会提供）



避難所となった大島高校（大島社会福祉協議会提供）



避難所となった大島高校（大島社会福祉協議会提供）

台風27・28号の接近及び大雨注意報の発表を受け、10月19日から避難所が開設され、各施設には、町職員や応援の東京都職員が24時間体制で配置された。避難所の一つである大島高校体育館では、校長をはじめ、教職員及び生徒が避難所の受入準備、避難所運営に尽力された。大島高校では、独自に避難者の登録カードを作成し、避難者の状況が一覧できるようにするなど、避難所の運営方法も向上していった。10月20日の午前中には、大島高校、北の山公民館、泉津地域センター体育館で、避難者数が増え、現場の町職員等から施設の収容力が限度に達する見込みという報告があったが、21日の午前中に大雨警報が解除され、避難勧告も解除されたため、大きな問題にはならなかった。

21日の避難勧告の解除後も、台風27・28号が間近に迫っていたため、帰宅する住

民に対して、避難準備をしておくよう周知され、引き続き避難を希望する人がいた場合には、避難所開設を継続することとした。

登録(避難)カード ※世帯ごとに記載

記入日：平成28年10月 日

* お借りしたところ申し訳ありませんが、下記について記入または○をつけてください。わかる範囲で結構です。

<small>該当するものに○をつけてください</small>	1 前回は大島高校に避難しました 2 前回は大島高校以外に避難しました(場所: _____) 3 前回は避難していません
---------------------------------	--

氏名	氏名	フリガナ	性別	年齢	特に対応を必要とすることがあれば記載してください
1 (代表者)			男・女		
2			男・女		
3			男・女		
4			男・女		
5			男・女		
6			男・女		
7			男・女		
8			男・女		

*避難所にいる方を記載してください

② 住所 _____

③ 電話番号
代表者の携帯電話 _____

緊急連絡先 * 親族の連絡先など
氏名 _____ 続柄 () 電話番号 _____

⑤ 避難理由
1, 避難勧告が出たため 2, 自主避難
3, 家屋被害 (①住めないくらい損壊や燃焼 ②不安を覚えるくらいの損壊
③流出 ④床上床下浸水 ⑤断水 ⑥停電 ⑦ガス停止
⑧電話不通)
4, その他 () _____

⑥ 特記事項
*資格など、協力ができることがあれば、氏名と内容を記載してください。
氏名 _____ 内容 _____

⑦ 安否の照い合わせに情報を公開してもよいですか。 はい いいえ

*この用紙は受付または町役場職員へお渡しください。

*以下は記入不要です。

通し番号	対応年月日/支援終了日	転出先と連絡先
	平成28年10月 日	転出先: 自宅・その他() 連絡先: _____

大島高校避難者登録カード

10月16日から26日の各避難所の避難収容状況

避難所	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日
開発総合センター	42	33	33	27	26	25	22	22	22	-	-
泉津地域センター体育館				162	85					111	110
さくら小学校				183	75	10				197	32
第二中学校											
北の山公民館・ 北の山地域センター体育館				75	63	15	14	6		163	36
大島高校				513	366					524	491
野増地域センター体育館										41	
差木地地域センター体育館										51	
差木地公民館										98	5
クダッチ老人福祉館										36	
つつじ小学校										63	
第三中学校											
波浮港老人福祉館										32	21
大島けんこうセンター (福祉避難所)				21	26	26	4	4			
椿の里 (福祉避難所)				36	36	36	29	29	6	58	58
合計	42	33	33	1,017	677	112	69	61	28	1,374	753

福祉避難所の設置

10月16日の土砂災害当初は、要配慮者と一般住民は区別無く、開発総合センターに避難していた。台風27号の接近及び大雨注意報・警報の発表等による19日からの避難では、要配慮者のため、「大島けんこうセンター」と「椿の里」を福祉避難所として開設した。町の介護職や保健師などの専門職と地域包括支援センター、在宅サービスセンター、老人ホームの職員がその運営にあたった。また、応援スタッフとして、日本赤十字社、東京都ナーシングホーム（介護職）、東京都保健師も駆け付け、対応にあたった。

避難所等における支援

給食・炊き出し

16日の災害直後から、避難所では、町による弁当の手配や、婦人会による炊き出しなどが行われた。避難所での炊き出しは、婦人会で献立を考えた。

今回の避難所では、アレルギーをもつ人はいなかったが、町の栄養士会からは、今後の避難所運営においては、婦人会等とも連携し、避難者の食物アレルギーの有無を事前に把握することも必要だという声も上がっていた。

Column

婦人会の炊き出し対応

家が流された方が、開発総合センターに次々と避難してきた。その中には、ご家族の消息も分からないという方もいて、かける言葉が見つからなかった。「ご飯だけでも食べてください。」と声をかけるのが精いっぱいだった。

どんなことがあっても、白いご飯と温かいみそ汁だけは食べさせてあげたいと思った。

「台風26号・27号対応振り返り」より



婦人会による炊き出し（大島社会福祉協議会提供）

支援物資

避難所では、島内で備蓄されていた物資や、さまざまな支援物資が、避難者に提供された。各避難所への物資の配送は、町教育委員会や町職員、大島支庁職員などによって行われた。



提供された物資の様子（大島社会福祉協議会提供）

被災者向け物資の調達

内容
・日本赤十字社「救急セット」30箱
・アルファ化米 37,000食
・調製粉乳 300本
・哺乳瓶 640本
・紙コップ 8,700個
・紙おむつ（大人用）20パック
・紙おむつ（新生児用）20パック
・紙おむつ（子ども用各サイズ）102パック
・紙おむつ（子ども用パンツタイプ）102パック
・おしりふき 221箱
・生理用ナプキン 702パック
・ティッシュペーパー 5,040個
・ウェットティッシュ 300個
・トイレトペーパー 20箱
・ペーパータオル 2,496本
・フェイスタオル 2,000枚
・バスタオル 1,000枚
・ハブラシ（大人用）1,152本
・ハブラシ（子ども用）540本
・歯磨き粉（大人用）500個
・歯磨き粉（子供用）250個
・被服類
・日本赤十字社「安眠セット」1,000セット

情報提供

避難所の状況は、避難所に配備された町職員や東京都職員により、逐次、町災害対策本部等に報告され、各機関とも情報共有された。そこで、避難者のニーズなども確認されていたため、避難所での情報提供、例えば、気象状況や支援等に関する情報提供がしっかりと行われていた。また、東京都からはテレビも支援物資として支給され、避難所における情報提供に活用された。

入浴

避難者のために、10月18日から、町は愛らんどセンター御神火温泉と浜の湯を入浴施設として開放した。

入浴施設の開放状況

施設	時間	対象者
御神火温泉	12:00～17:00	避難者
	18:00～24:00	消防、自衛隊
元町浜の湯	11:00～23:00	一般利用者全て

御神火温泉は消防機関や自衛隊などの応援機関も利用していたため、避難者等と時間を分けて利用された。

ペット対応

避難所に同行避難してきたペットについては、当初、車両内での管理をお願いしていた。その後、ケージが支援物資として提供され、ケージ等に入れて廊下や空き部屋など、避難者の居住スペースとは別の場所に收容された。

島外避難の受入

島外避難者の受入施設は、国立オリンピック記念青少年総合センター、島嶼会館、都立板橋ナーシングホーム、区立・民間の高齢者施設等で、東京都が中心となって受け入れの対応を行った。

これらの施設には、都立病院の医師や看護師、都の介護職員なども派遣され、避難者の健康管理、健康相談なども行われた。

Part
07災害救助法・
激甚災害指定

● 災害救助法の適用

東京都は、平成25年10月16日に大島町に災害救助法を適用した。

これにより、避難所の設置費用や、炊き出し、飲料水、生活必需品の提供に必要な費用、救出や捜索活動の費用、応急修理、応急仮設住宅建設の費用を都と国が負担することになった。

● 激甚災害指定

国は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、大島町を対象に、台風26号による暴風雨に係る災害を激甚災害（局激）に指定した。（11月5日閣議決定 11月8日公布・施行）

大島町を対象に査定された金額等は以下のとおり。

農地等の災害復旧事業費の査定見込み額等

査定見込み額	早期局激基準額
11.5億円	0.5億円（局激基準×2）

中小企業関係の災害復旧事業費の査定見込み額

中小企業関係被害額	局激基準額
20.4億円	9.2億円

公共土木施設等の災害復旧事業費の査定見込み額

査定見込み額	早期局激基準額
23.8億円	5.0億円

Part 08 医療活動

土砂災害直後の災害医療

医療センターの初動対応

大島医療センター（以下、「医療センター」という。）は、島内で唯一の有床診療所として地域医療を担う、公設民営型の医療機関である。土砂災害の発生した平成25年10月当時は、常勤派遣医師5人、研修医3人を含む医師10人の体制で内科・外科・整形外科などの診療を行うほか、定期的に島外から専門医が訪れる臨時診察科目も設けられていた。



大島医療センター外観（大島医療センター提供）



医療センター位置図（国土地理院電子地形図「平成25年台風第26号土砂流出箇所」に一部加筆）

土砂災害発生前夜の10月15日、医療センターでは、通常どおりの夜間態勢が敷かれていた。ただし、台風接近により停電などが起こった場合に備え、事務部門の一部担当者が敷地内にある寮に宿泊するなどの対応がとられていた。

土砂災害発生を受けて、まず医療センター近隣の住宅や敷地内の寮に住む医師・職員が、看護師長などの電話連絡により、医療センターに参集した。このうち院長は、未明のうちに看護師と共に被災した元町地区の在宅酸素療養患者の様子を確認しに出かけ、この患者が開発総合センターに設けられた避難所に避難していることを確認した。患者は、その後、避難所から医療センターへ搬送された。また、火山博物館付近の医師寮に住む医師も、通行止めになった都道の土砂を乗り越えて、08時頃までには参集した。

重傷者のトリアージと搬送

07時頃から、被災現場で救出された負傷者が医療センターに搬送されてくるようになった。このため5人の医師（研修医を含む）によって、治療の優先順位を判断するトリアージが行われた。医療センターでは、災害などで多くの負傷者が発生した場合にトリアージを行うという計画が定められていたが、その実施場所は具体的に決められていなかった。そこで、その場の判断で、1階ロビーの椅子をよけてスペースを設け、床に毛布を敷いてトリアージ場所とした。

トリアージの結果、島外への緊急搬送が必要な重傷者は7名（内2名は意識不明）となった。このため、都立広尾病院に受け入れを依頼するとともに、優先順位を記した「救急患者搬送要請書」を作成した。11時過ぎには優先順位をつけた要請書がすべて完成してお

り、福祉けんこう課から東京都へファクスで送付された。

患者搬送には、東京都災害対策本部を通じて要請した東京消防庁のヘリコプターが用いられた。このヘリコプターには、受入先医療機関の医師が同乗しており、患者の対応を引き継ぐ形で搬送に付き添った。ヘリコプター1機に載せられる患者数には限界があることから、3便に分けて搬送が行われ、7名全員の搬送完了は夕方17時頃となった。

緊急性が高かったため、患者家族などへの連絡は後回しにして、まず搬送が優先された。搬送された負傷者の中には、島外からの旅行者や土砂災害で家族を亡くされた方もおり、連絡先の把握が困難なケースもあった。このため、後日、町職員が広尾病院に派遣され、連絡先の聴き取りなどを行った。

発災当日の医療センターの診療活動

発災当日の早朝、医療センターでは、土砂災害による救急搬送に備えるため、当日の外来受付を中止するという判断が下された。急な外来中止ではあったが、災害現場が医療センター近傍であったこともあって、外来患者からの問い合わせ等は予想外に少なかった。

当日、医療センターで受診した負傷者は、島外搬送された重傷者7名を含めて計24名であった。この中には、被災現場で負傷して、自力で治療を受けに来た患者もいた。また、夕方頃になると、救助活動で負傷した方も来院した。

10時頃までは停電していたため、CT検査を行うことができず、自家発電を利用したポータブルのレントゲン撮影しかできない状況でトリアージや治療を行うという苦労があった。

DMATの活動

土砂災害の発生を受けて、東京都の災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、以下「東京DMAT」という。）が派遣された。派遣実績は、下表のとおりである。

東京DMATの派遣状況

	内容
10月16日 13:00	東京DMAT (都立広尾病院1チーム) 派遣
10月17日 14:30	東京DMAT (都立多摩総合医療センター1チーム) 派遣 ※都立広尾病院チームと交代
10月18日 15:35	東京DMAT (都立墨東病院1チーム) 派遣 ※都立多摩総合医療センターチームと交代
10月19日	東京DMAT活動終了

福祉けんこう課は、東京DMATの受け入れを担当し、大島空港と救助現場との間の送迎等を行った。

救助現場では、発災当日、要救助状態の住民が発見され、救助隊の要請で、医療センターの整形外科医が現場確認等を行っていた。当日午後には到着した東京DMATがこれを引き継ぎ、救出活動と並行して現場で点滴を行うなど治療が行われた。

東京DMATは、1日交代で計3チームが派遣され、10月19日をもってその活動を終了した。

在宅患者・入院患者の避難

透析患者の島外避難

災害から2日後にあたる10月18日は、毎月1回、島外から来る透析専門医の来島日に当たっていた。

この専門医は予定どおり来島し、透析患者を島外に避難させる必要があるとの判断を下

した。これは、透析治療には電力と水が不可欠であるところ、電力は医療センターの自家発電でまかなえるものの、周辺地区は断水しており、医療センターもいつ断水するかわからない状況だったためである。このため、島内にいる25人の透析患者全員について、避難先などの手配が必要となった。

避難受入先については、透析専門医の判断で、それぞれの患者が透析に必要な器具の取付手術を受けた病院等に依頼することとした。医療センターから各医療機関に連絡し、受入要請を行った。

島外への移動は、各患者が個別に行った。中には、島外へは行きたくないという方もおり、看護師等が個別に連絡して、避難するようにと説得した。

当初は10月21日までに透析患者の避難が完了する予定だったが、その後、天候悪化が予想されていることが判明した。このため、医療センターの担当看護師が、再度、患者・家族との連絡・調整を行い、最終的には10月20日までにすべての透析患者が島外へ避難した。

島外に避難した患者からは、「いつ島に戻れるか」という問い合わせが医療センターに入ることもあった。町では、台風27・28号が通過した後に、医療センターを通じて、島外避難した透析患者へ「帰島可能」との連絡をとった。

このように、透析患者への対応は、すべて医療センターが中心となって実施されたため、町役場の負担は大きく軽減された。ちょうど島外から透析専門医が来島して現場の状況を直接把握・判断できたこと、普段から島内の透析患者をすべて把握しており、島外の医療機関とのネットワークも持っていたことが、このような的確な対応につながったと言える。

入院患者の島外避難

土砂災害後、初めての本格的な降雨予想を受けて、10月19日08時頃、町から医療センターに対して「本日夕方、避難勧告の可能性があり、入院患者も避難の可能性ある」との連絡が入った。このため、医療センターに入院中の患者（14名）を島外へ避難させることが必要になり、避難先・搬送手段などの検討が始まった。この調整のため、町へ支援に来ていた東京都の担当部署、自衛隊、消防庁などの派遣職員が医療センターへ来て、打合せが行われた。

入院患者の受け入れは、都立広尾病院へ要請した。広尾病院の院長からは、電話で「入院患者14名はすべて広尾で診ます。」との暖かく心強い言葉をいただいた。

島外への搬送手段については、東京都をはじめ関係機関の協力の下、自衛隊のC1輸送機が用いられることになった。数多くの機関が搬送等に関わることから、その調整・協議のため、町役場で関係機関合同の打合せが行われた。

当初は19日の晩に搬送を行う予定であり、医療センターでは転送先へ申し送りをする患者情報の整理・紹介状の作成や、入院患者家族への連絡などに追われた。しかし、天候不良のためいったん搬送中止の連絡が入り、さらに深夜になって一部患者のみヘリコプターで搬送するという連絡が入るなど、搬送予定が二転三転するという一幕もあった。

最終的には、10月20日の朝、当初予定どおりC1輸送機を用いての搬送が決定された。医療センターから大島空港までは、消防本部の救急車によりピストン輸送を行った。空港到着後は、いったん空港ビルのロビーに担架を並べて入院患者を待機させた後、そこから再度救急車で滑走路上のC1輸送機へと



C 1 輸送機による入院患者の搬送（東京消防庁提供）

搬送された。

大島空港を飛び立った輸送機は、航空自衛隊木更津基地へ着陸し、そこからは東京消防庁の救急車で東京湾アクアラインを経由して都立広尾病院に搬送された。

島外避難した入院患者は、避難指示が解除されれば医療センターに戻るという前提であったため、空き病床を確保することとした。

島外避難した入院患者 14 名のうち、1 名は避難先から転院し、2 名は避難先で退院した。残る 11 名の入院患者は、11 月 8 日、避難時と同様に C 1 輸送機を用いて搬送され、帰島した。

医療体制の維持・確保

土砂災害翌日からの医療体制

医療センターでは、土砂災害翌日の 10 月 17 日以降、外来を通常診療体制とした。ただし、慢性疾患等で投薬のみを希望する患者に対しては、医師の負担を軽減することや、患者の危険地域への通行・滞在を最小限にすることを考慮して、事前に電話で状況を聴き取りした上で処方箋を出し、その後に薬を受け取りにのみ来院していただくという対応もとった。また、1 回当たりの処方量を多くすると、輸送が途絶えた場合に医薬品の在庫不

足が生じるおそれがあったため、処方量は 2 週間分のみという制限をつけた。

医療センターは、土砂災害で大きな被害を受けた地域に隣接していることから、通院を怖がる患者もいるかもしれないとの懸念もあった。このため、例えば小児科では、予約していた予防接種を早急に行わなければならない子どもについては、希望があれば往診で対応することも検討された。

台風接近への対応

入院患者の避難を終えた翌 10 月 21 日、医療センターでは台風接近に備えた対応を検討し、その週に島外から医師が来て診察する予定であった臨時診療についてはすべて休診することが決定された。普段から、天候悪化による臨時診療の休診は時々生じるが、その場合は前日に休診を決定している例が多い。しかし今回は、2 つの台風が同時に接近していることから、通常より早めに決定し、外来患者に事前通知することで薬等のもらい忘れを防ごうという判断だった。

台風接近に備えた臨時診療の休診

日付	休診科目
10月23日(水)	眼科、内科
24日(木)	心療内科
25日(金)	耳鼻科、皮膚科、頭痛外来
26日(土)	循環器外来

また、翌 22 日には、医療センターの避難が必要となった場合に備え、治療に必要なために持ち出す物品のリストアップや、電子カルテなどのデータ持ち出し準備などが行われた。さらに 10 月 23 日には、台風通過前に医療センターへの避難指示が出されるとの想定の下、その場合は町役場 3 階に医療救護所を開設し、医療センターから必要な要員のみ移動することが決められた。

なお、この間、常勤派遣医師・研修医の派遣元から医療センターに対して、派遣医師・研修医を帰してほしいとの要請が伝えられた。医療センターでは、いったんこれを了承したが、その後の関係機関との調整や、派遣医師・研修医本人を交えた相談の結果、万が一の補償体制が整っていない研修医のみが島を離れることとなり、派遣医師は残ることが決定された。看護師に関しても、本土からの（短期）応援看護師が数人おり、希望を聞いて一時帰宅を許可し、残る看護師で対応することとした。

医療センターに対する避難指示

台風27・28号の接近に伴い、10月25日17時30分、元町地区に対する避難指示が出された。医療センターに対しては、18時30分に福祉けんこう課長自らが訪問して、避難指示が出されたことを伝えた。

このため、医療センターの医師、看護師、事務職員は、町役場3階に設ける医療救護所へ移動することを決定、1時間後の19時30分には移動が完了した。

しかしその後、圧迫骨折の疑いがある患者のレントゲン撮影が必要になり、一部の医師、看護師と事務職員は、町役場から医療センターに戻って診察・治療を行った。その患者が治療後に帰宅した後も、医師、看護師等はそのまま医療センターに残り、夜間待機の体制をとることとした。なお、町役場3階に設置した医療救護所は、翌26日16時をもって閉鎖した。

10月26日の朝、避難指示が継続中にもかかわらず、肺炎で入院加療の必要な患者が来院した。島外へは行きたくないとの希望があったため、避難指示が出されている中での入院について町から許可を得て、この患者を

受け入れた。

その日の午後は、5名の外来患者があった。

17時30分頃、町役場から「避難指示解除」の連絡が入り、医療センターでは、その後、夜間の通常体制に入った。

医療センターが通常外来業務に戻ったのは10月28日からであり、この間、一部の医師・職員等は、ほとんど合宿状態で院内待機をして、2週間を乗り切った。

医師寮の安全確認

火山博物館近くにある医師寮では、土砂災害後に裏山が崩れそうだとの情報があった。このため、台風27・28号が通過して避難勧告・指示が解除された後も、その安全性には懸念があった。

医療センターから町に対して安全確認を依頼したところ、災害対策本部を經由して専門家による調査を要請することとなった。しかし、調査実施までにはしばらく時間がかかる見込みとこのことで、この間、医師等がホテルに宿泊する場合は、町でその費用を負担することになった。ただし、医師らの意向を確認したところ、全員が病棟待機を希望したことから、ホテル宿泊は行われなかった。

なお、国土交通省の専門家による調査の結果、医師寮の裏山が崩壊する可能性は小さいとの結果が得られ、11月5日に医療センターに伝えられた。

負傷者等への支援

町では、土砂災害で負傷して島外へ緊急搬送された負傷者や、島外避難した入院患者、透析患者とその付き添い者を対象に、次表の支援を行うこととして、12月に開催された

町議会定例会で補正予算を計上した。これらは、すべて町独自の支援策であった。

負傷者等への支援策

対 象	支援内容
災害により負傷し、島外救急搬送された方(7名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費一部負担金の免除 ・ 退院後の都内通院に要する交通費・宿泊料 ・ 集中治療室で加療中の患者に対する付添者の交通費・宿泊料 ・ 負傷者通院・見舞い付添者の交通費・宿泊料
医療センター入院中に島外避難し退院後に帰島した方(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰島に要する交通費・宿泊費 ・ 付添者(特に必要と認められた場合)の交通費・宿泊料
透析患者(25名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難に要した交通費・宿泊料 ・ 付添者(特に必要と認められた場合)の交通費・宿泊料

Part 09 保健・衛生

健康相談・心のケア

福祉部門も当初混乱!

福祉けんこう課では、発災直後は、他課の電話対応の応援などに追われた。ボランティアに関する問い合わせや住民からの相談ごとなどで、その中にはやり場のない怒りの声もたくさん寄せられた。

また、土砂災害が発生した10月16日の午後には、都立広尾病院から東京DMATの医師、看護師等が来島し、町保健師（専門職）が、空港に出迎え、島内の被災現場を巡回するなどの対応も行っていった。

Column

町・保健師の話

10月15日の夜は、北の山にある自宅で就寝中であった。16日の明け方頃、隣の倉庫のトタン屋根に激しくあたる雨の音で目を覚ました。かなりの大雨だったので、避難も意識したが、この状況では避難も難しいとも思った。

役場（福祉けんこう課）に連絡を入れると、本庁に来るように指示された。すぐに車で向かったが、元町方面への道が大島高校前あたりで、すでに冠水するなどして通れず、う回路をとり、なんとか役場にたどり着いたという状況だった。

健康チェック・心のケア

土砂災害発生の翌日（17日）には、町保健師、医療センター、東京DMAT、東京都

島しょ保健所大島出張所、日本赤十字社、前田内科クリニック等により「医療保健連絡会」が組織された。ここでは、被災された方々や災害対応に携わった人たちへの心のケアについて話し合わせ、10月18日から役場や小中学校などの公共施設に、心のケアを呼び掛けるポスターが掲示され、「広報おおしま災害臨時号」でもお知らせが出された。東日本大震災での対応経験のある東京都島しょ保健所職員の発案でもあった。

H25.10.17

大島町の皆様へ

今回の台風で、ご心配の多い状況が続いていると思いますが、このような状況では、皆様にストレス反応による影響がみられることがあります。

- 頭痛、めまい、吐き気、下痢、胃痛、動悸、しびれなどがとれない。
- 気が荒がって寝つきが悪くなったり、途中で目が覚めたりする。
- 食欲が落ちる。
- 台風の体験に関連した内容の不愉快な夢を見る。
- 台風体験に関連した光景が、突然、繰り返しよみがえって不快となる。
- 物音など、ちょっとした刺激にもびくっとしてしまふ。
- 涙が止まらない。
- なんとなく落ち着きがない。
- 強い不安や心配、おそれの気持ちがわく。

このような「こころの変化」は決して特別な反応ではありません。
ひどいショックを受けたとき誰にでも起こるうる正常な反応です。
ほとんどの変化は時間とともに回復していきます。

症状が改善されない時はご相談下さい。

大島町役場福祉けんこう課けんこう係
電話 2-1471

東京都島しょ保健所大島出張所
電話 2-1436

心のケアを呼び掛けるポスター

開発総合センター（1階和室と2階大集会室）に避難していた人たちには、保健師が中心となり、健康面に関する相談、健康チェック（血圧の測定や擦り傷の手当等）などの巡回活動が行われた。

巡回は、1日に2回（09時、15時）実施され、避難者の健康状態や健康チェックの内容は記録され、医療保健連絡会のメンバーで情報共有された。

必要に応じて医療相談も行ったが、これには日赤医療班や自衛隊も加わり対応した。開

発総合センター及び10月19日に福祉避難所として開設された「大島けんこうセンター」で、10月中に合わせて65件の相談があった。

避難者にもさまざまな立場の方々があり、家は流されたが家族は無事だった人、家族の中に亡くなられた方や行方不明者がいる方など、対応した保健師も常にその方々の立場を理解し、寄り添わなければならないと実感した。

一方、町職員や警察、消防等の災害対応に従事した人たち向けの健康相談室も設けられ、日赤医療班が中心となり対応した。

災害現場で活動する人たちは、救助活動などに必死で、当初その呼び掛けにも応ずることができなかったが、数日たってその必要性が理解され、10月29日から10日間に40件ほどの相談があった。

大島町役場にお勤めの皆様

10月16日の台風26号による土砂災害後、大島町役場の皆様におかれましては、大変ご苦労をされていらっしゃることをお察し申し上げます。

被災された方はもちろん、町役場の皆様にとって、休みのない毎日ではなかったでしょうか。災害というショッキングな出来事を体験した後は、ここからだにさまざまな変化が起こります。これらは、誰にでも起こりうることで、多くの場合は一時的で、次第に収まり回復します。ただ、一部の場合には、その影響が広げられる場合もあり、そのような場合には、なるべく早く相談されることをお勧めします。

「自分自身の健康が維持できてこそ助けになれる」という意識を持ちましょう。

★ 支援者に起こりうる心身等への反応

こころの変化	こころの変化(強度)	からだの変化
○ 気持ちの高ぶり	○ 現実感がなくなる	○ 不眠、悪夢
○ イライラや怒り	○ 時間の感覚がなくなる	○ 動悸
○ 不安	○ 繰り返し思い出す	○ 立ちくらみ
○ 無念さ、無力感	○ 感情が麻痺する	○ 消火器症状
○ 自分を責める	○ 仕事に手につかない	○ 音に過敏になる
○ 憂鬱になる	○ 他人と関わりたくない	

★ 業務への影響

業務への影響	行動への影響
○ 業務に集中度に低下する	○ 飲酒量が増える
○ 思考力の低下	○ 喫煙量が増える
○ 集中力の低下	○ 危険を顧みなくなる
○ 作業能率の低下	

★ 支援者のストレス対策(セルフチェック)

- 生活ペースの維持
 - 十分な睡眠、食事・水分をとる
 - カフェインや酒、タバコの取りすぎに注意する
- 自身の心身の反応に気づく
 - 休憩や気分転換を心がける
 - 「自分だけ休むわけにはいかない」と罪悪感が生じるのは自然なことです。無理をせずと調子を崩してしまい、かえって周囲に影響を及ぼすことになるため、休みをとることは大切です。
- 一人でためこまない
 - 家族や友人などに積極的に連絡する
 - 職員同士でお互いのことを実践し、お互いの頑張りをねぎらうことは大切
 - 自分の体験や気持ちを話したい場合、発信する必要はない
 - でも、話したくない場合は、無理して話す必要はない

【気分転換の工夫】
深呼吸・ストレッチ
散歩・運動・音楽を聴く
食事・入浴など

職員向けに出されたピラ (抜粋)

そのほか、東京都と町の保健師、都立中部総合精神保健福祉センター等が、最も被害の大きかった元町2・3丁目の住宅全戸に訪問調査を行い、心のケアが必要な人たちの把握に努めた。

被災者生活支援連絡会

11月2日から、八重川の東京都教職員住宅や町営住宅などに、特に深刻な被害を受けた世帯が入居した。町保健師は、避難所での対応と同様に、教職員住宅などに移ってからもほぼ毎日、訪問相談を行った。

その後、町、大島支庁総務課福祉係、島しょ保健所大島出張所、大島社会福祉協議会、民生・児童委員等で構成された「被災者生活支援連絡会」が設置され、この連絡会を通じて応急仮設住宅入居者の状況把握や声かけなどの活動が続けられた。

広報紙による呼び掛け

被災者への心のケアや相談ごとへの対応は継続して行っていくことが大事である。町では、被災者が避難所から元の居住地や応急仮設住宅等に移動しても、その所在把握に努め対応してきたが、それ以外の場所へ自主的に移動した人たちもおり、その把握が難しかった。

そこで、福祉けんこう課は、広報紙(災害臨

おおしま 2013年 災害臨時号

【平成25年】 第2号 11月8日発行

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

死 者	35人
行方不明	5人

被災状況(11月5日 15:15 現在)

【お問い合わせ】
政策推進課災害対策課関係
☎04992(2)1444

子ども家庭支援センターは、大島町の18歳未満の子供と家庭に関するあらゆる相談をお受けする機関です。こんなときは、大島町子ども家庭支援センターに連絡をお願いします。

○被災・その他の事情で子どもや家族に不調があり、登園、登校できていない
○被災し、困っていることがある
○福祉サービスを利用したい
○子供を預かってほしい、一時的に保護してほしい、
○何となく話したい

大島町子ども家庭支援センター
(福祉けんこう課)

【問い合わせ】
☎・FAX 04992(2)2381
相談専用電話 04992(2)2398

災害ボランティアの派遣及び災害ボランティアの募集
大島社会福祉協議会では、ガレキ等の撤去、ゴミ出し、室内清掃等を行うボランティアを派遣します。
あわせて、ボランティア活動に参加していた方を募集しています。
自治先確保の観点で島外からのボランティア募集が難しい状況にあるため、町民のみならず島外の方をお呼びください。
ボランティアの派遣を希望する方、また活動に参加していただける方は、下記までご連絡ください。
【問い合わせ】
災害ボランティアセンター
(大島社会福祉協議会)
☎04992(2)3773

電話で弁護士に相談できる
「島しょ法律相談」
東京都では、島しょに居住される方を対象として弁護士の法律相談(電話相談)を実施しています。相談は無料です。(通話料はかかりません。)相談者のプライバシーは厳格に守られていますので、安心してご相談ください。
※災害関連の相談も受け付けます。
相談日 月・水・金 ※祝祭日は除く
相談時間 午後1時～4時
【相談・予約問い合わせ】
東京都生活文化局広報広聴部都民の声課
☎03(5388)2245

自主的に移動された方への呼び掛け(広報おおしま災害臨時号)

時号)で、町からのお知らせや困りごと相談への対応、連絡先の確認などを繰り返し呼び掛け、被災者の所在等の把握に努めた。

衛生活動

被災家屋の消毒活動

土砂災害の発生により、大量の土砂や汚泥が住宅に流れ込んだ。その結果、家屋倒壊などの被害を引き起こすとともに、感染症の蔓延も懸念されはじめた。



室内を埋め尽くした泥流（東京消防庁提供）

東京都からの働きかけもあり、町は、島しょ保健所大島出張所と協議し、10月28日に被災地における消毒活動の実施を決定した。

消毒活動は、家屋内に立ち入ることから、世帯主の許可が必要となる。そのため、要望のあった世帯を対象に行うものとしたが、広くその必要性と周知を図るために、町は、臨時広報紙やチラシで広報した。

現場での消毒活動は、消毒の専門機関である公益社団法人東京都ペストコントロール協会が中心となり、11月8日、9日に実施された。被害の大きかった元町地区を中心に、岡田、泉津地区の一部でも実施され、2日間で35軒の住宅で消毒活動が行われた。

消毒活動には、そのほか、さまざまな機関・団体も協力した。要望のあった世帯を対象に、土砂のかき出し作業が終わった地域を優先し

土砂等の被害にあった家屋の消毒について

この度の台風26号の土砂災害で被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

町では台風26号に伴う土砂や汚泥によって汚染を受けた家屋は床上、床下に限らず感染症の予防やまん延を防ぐため清掃と消毒が必要となります。

床下浸水だけでも床下に泥や砂が堆積していますので、衛生面においても好ましくないので、できるだけ撤去して下さい。(ボランティアの方々にも協力をいただいております。)

町では、床下等に堆積した泥や土砂をきれいに撤去を終えた家屋を対象に消毒を行っており、該当される家屋の消毒を希望される方は福祉けんこう課けんこう係までご相談ください。

そのまま放置すると「におい・ハエや蚊などの発生・家屋の土台の腐食」などの原因となります。

問合せ先 大島町役場福祉けんこう課けんこう係(2-1471)

消毒活動の呼び掛け（広報おおしま災害臨時号）



家屋内の土泥のかき出し作業（大島社会福祉協議会提供）

て行われたが、その対象地域については、ボランティアセンターと島しょ保健所大島出張所が確認と協議を行い、決定した。

家屋が並んでいるところで、その間にある住宅で消毒活動の要望が出ていない世帯があれば、積極的に働きかけ、消毒エリアが途切

ることがないように拡大していった。

現場では、住民からその場で直接依頼されることもあった。空き家になっている家屋については、近所の知り合いの方がその所有者に連絡して許可を得るなど、地域住民の協力もあり、大きなトラブルなく活動が進められた。

消毒活動は、2つの班で実施された。一つの班は、(公社)東京都ベストコントロール協会、町、ボランティアセンター、東京都島しょ保健所の各職員等8人で構成された。2日間の消毒活動の後も、ボランティアが活動を継続できるように、各班の作業にはボランティアが同行し、消毒の手順を覚えていった。町も、そのための消毒液や噴霧器、消石灰、マスク等の資器材、備品を購入し活動に備えた。



床下に消石灰が散布されている（大島社協提供）

ボランティアセンターには、消毒依頼の窓口も設置した。中には住民自らが作業することを申し出るケースもあり、その際には、町から資器材等の貸し出しが行われた。

避難所における衛生

避難所では、手指消毒用アルコールやマスク等の衛生用品が東京都を通じて調達され、避難者に配布された。

町保健師も、食中毒の防止呼び掛けのチラシを作成し注意を促した。

保健衛生関連の調達物資

調達日	内容
10/18	・簡易トイレ 100個
10/21	・消毒用アルコール（ハンドタイプ）200本 ・消毒用アルコール（ポンプタイプ）50本 ・次亜塩素酸消毒剤 ・使い捨て手袋 2,400枚 ・マスク 5,600枚
10/23	・動物用ケージ 20個
10/25	・感染症対策防護具 150人分
11/7	・マスク

Part
10

ご遺体・遺留品

ご遺体への対応

この災害では、36名の方が亡くなり、今も3名の方が行方不明になっている（平成29年1月現在）。



被災現場で合掌する捜索隊（10月18日）（東京消防庁提供）

土砂災害が発生した10月16日の8時30分にご遺体3体が発見され、元町にある火葬場待合室に収容された。そこで順次、大島警察署等により検視が行われた。翌17日からは死体検案が始まり、18日まで26名のご遺体が東京都から派遣された監察医によって行われた。遺体安置所の脇には、遺体検案場所としてテントも張られ、19日からは、ほぼ一日一体のご遺体が運ばれ、計10体について、検視官（警察）や医療センター院長などによって検案が行われた。

火葬は、当初、島外で行うことも協議されたが、ご遺族の意向やご遺体の状況から島内で行うことになった。18日から火葬が行われることとなり、フル稼働の状態で毎日夜遅くまで続いた。大雨注意報や警報の発表により、避難勧告・指示が発令された場合には、火葬を中止にする状況もあった。

10月20日の大雨の際には、被災後初めて元町地区に避難勧告が出され、すでに多数

のご遺体が安置されていた遺体安置所も移動しなければならなくなった。移動先には、あまり人の出入りが少ない施設で、継続して使える場所として、野増地区の旧保育園跡地がその候補施設に挙がったが、ここでも土砂災害の危険性があるとのことで、最終的に、北の山地域センターに移動することになった。遺体の搬送では、自衛隊の協力もあった。遺体安置所には、日中は、町職員及び大島警察署防犯係が配置され、夜間については、警視庁機動隊が警備も含め対応にあたった。

陸上での捜索活動が終了した平成25年11月8日までに、島内で34体、島外で1体の火葬が行われた。

島内には、葬儀を専門とする業者が少なく、町職員も、ご遺体の安置などの対応にあたった。ご遺体に必要なドライアイスの確保では、島内の葬祭業者の保有量だけではとても間に合わず、東京都福祉保健局が手配し確保された。ご棺も島内には十分になく、町が急きよ業者に発注し確保するような状況であった。

ドライアイスの調達量

調達日	調達量
10/18	100kg
10/19	1,000kg
10/20	2,000kg
10/22	4,000kg
10/24	200kg
10/25	800kg
10/30	600kg
11/ 3	600kg

亡くなられた方の中には、ご親戚等に引き取られた方もいたが、ほとんどの方々は、ご自宅も被災していたため、遺体安置所に引き続き安置され、町職員や大島警察署防犯係がお悔やみ客などへの対応にあたった。

Column

ご遺族等に対する対応・支援

土砂災害により死亡した方のご遺族や行方不明者のご家族への対応として、町は、下記のとおり複数回にわたる説明会を開催した。

また、町では、被災者支援対策事業の一環として、島外からお墓参り及び身元確認などのために伊豆大島へ来島するご遺族等への支援として、東京から大島までの高速船実費相当額などの交通費や、島内の宿泊施設へ宿泊した場合の宿泊料などを補助する制度を設けた。さらに、国内遠方へご遺体を搬送するご遺族のため、ご遺体搬送費を町負担とした。

ご遺族等への説明会開催状況

	開催日・場所	主な内容
第1回 (島内ご遺族等対象)	平成26年5月9日(金) 19時～ 大島町開発総合センター1階大会議室	・「伊豆大島土砂災害対策検討委員会」の報告について ・行方不明者の捜索について ・災害廃棄物等処理計画について
第1回 (島外ご遺族等対象)	平成26年5月11日(日) 13時半～ 島嶼会館2階第3会議室	・被災者支援事業について ・復興計画の策定に向けて ・その他
第2回 (島内ご遺族等対象)	平成27年6月18日(木) 18時～ 大島町役場3階第3会議室	・大島町新体制の報告 ・行方不明者の捜索について ・大島町復興計画の進捗状況について
第2回 (島外ご遺族等対象)	平成27年6月21日(日) 13時半～ 東京都庁第一本庁舎25階115会議室	・土砂災害防止法に基づく調査結果について ・その他
第3回 (島外ご遺族等対象)	平成28年3月26日(土) 15時半～ 島嶼会館2階第1～3会議室	・平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会の報告を受けて ・行方不明者の捜索について ・大島町復興計画 復旧・復興事業について ・その他

流出した遺留品

被災した家屋等から流出した品々についての管理も町として重要な業務となった。

特に貴重品については、町役場の会計室金庫に保管され、写真や衣類、位牌などは、いったん役場地下駐車場倉庫にて、職員が泥などを落とし仕分けし、台帳に整理し管理された。「広報おおしま」でも周知が図られ、所有者の判明



流失物の保管についての周知
(広報おおしま 2014年(平成26年)3月号)

したものは随時返却し、所有者不明のものは、野増地域センターに保管された。

被害の大きかった神達地区で見つかった流出物は、行方不明者の捜索に携わった自衛隊や消防、警察等が現場で丁寧に扱い、その後、野増地域センター体育館に運ばれ乾かすなど



し保管され、関係者への一般公開も行われた。

現場で見つけ出された遺留品（東京消防庁提供）

流出したものの中には、写真が大量にあった。泥を落としたり、乾かしたりするのに相当な時間を要したが、「東北恩返しプロジェクト」のボランティアなどの協力を得て、その復元を行った。

こうした遺留品は、町で継続して保管されているが、ご遺族や被災された方々の中には、見てつらい想いをされる人たちもあり、役場としても積極的に見てほしいとは、なかなか言えない状況にもあった。

Column

被災写真を復元！

「広報おおしま2014年（平成26年）新年号」より

11月28日・29日の2日間、東北の写真専門店有志による『東北恩返しプロジェクト』が来島、被災した写真やネガを復元するボランティア活動を展開！

全日本写真材料商組合東北地区連盟の代表者3名は、持ち込まれた写真やネガを見て可能なものはその場で画像を取り込み復元、できない写真は東北まで持ち帰り後日送付することに。



Part
11社会福祉協議会と
ボランティアの活動

社会福祉協議会の初動対応

土砂災害の発生を受けて、大島社会福祉協議会（以下、「大島社協」という。）は、まず職員の安否確認や、島内にある各福祉施設等の被害状況、施設等利用者の状況などの確認を行った。

大島社協が行っている居宅介護支援事業の利用者などについても、ケアマネージャーが個別に電話連絡などをして安否確認が行われた。安否確認は、まず被災地域である元町地区から始め、その後、全島について実施された。この結果、発災当日中にほとんどの利用者の安否を確認することができた。

また、同じく発災当日のうちに、大島社協に対して東京都社会福祉協議会（以下、「東社協」という。）より状況確認の電話が入った。そこで、上述の確認結果や島内の様子を報告するとともに、東社協に対して支援のための職員派遣を要請した。これを受け、東社協の職員及び東京ボランティア市民活動センター（Tokyo Voluntary Action Center、以下「TVAC」という。）、東京災害ボランティアネットワークの関係者計4人が、翌17日に到着する船で大島へ来島した。

災害ボランティアセンターの
設置・運営

災害ボランティアセンター設置準備

土砂災害当日から、町役場や大島社協には、島外のボランティア希望者から複数の電話連

絡が入っており、中にはすでに17日時点で島外から来島しているボランティア希望者もいた。また、島内では、大島高校の教員・生徒が自主的に道路上の流木・土砂等の除去を行っている状況だった。



災害直後から行われた高校生による活動（大島社協提供）

このため大島社協では、来島した東社協職員らと被災現場、避難所などの状況を確認した上で、町と協議をしつつ災害ボランティアセンターの設置を決定した。

当時、大島社協には災害ボランティアセンター設置の計画やマニュアルはなく、町の地域防災計画にもこれは規定されていなかった。また、大島社協職員の中には、東日本大震災の被災地に赴いて災害ボランティアセンターの運営支援に携わった経験のある者もいたが、自らが災害ボランティアセンターを設置した経験はなかった。このため、支援に来た東社協職員などからさまざまな助言を得ながらの災害ボランティアセンター設置となった。

センターの設置場所については、被災現場の近傍にありながら被災を免れ、また広い駐車場があって大勢が集まっても対応できるという理由で、大島社協事務所とすることがすんなりと決まった。また、災害ボランティアセンターからの情報発信のため、ホームページ、フェイスブックを立ち上げる作業などが始められた。これと並行して、17日中には2チームのニーズ調査班が被災現場を戸別訪問して、ボランティア活動に対するニーズ調査を行った。



社協職員等によるニーズ調査（大島社協提供）

災害ボランティアセンター開設

10月18日正午、大島社協の事務所を拠点とした「大島社協災害ボランティアセンター」が開設された。前日に町役場や大島社協へ連絡のあったボランティア希望者に対して、折り返し電話で12時30分に参集するよう連絡をした。集まったボランティアの中には、大島出身で現在は島外に住む若者も20人ほどいた。



ボランティアセンター初日に集まった人々（大島社協提供）

参集者の多くはボランティア保険に加入していなかったことから、受付とともにボランティア保険への加入手続きを行った。ボラン

ティアであることを示すため、氏名を記入したガムテープを服に貼って、さっそくボランティア活動が始まった。

センターは、当初はテントもなく、長机1つからのスタートだった。また、活動用の資機材（スコップ、一輪車など）については、東社協のネットワークを通じて各地の災害ボランティア団体等へ支援を呼び掛けたものの、提供資機材が大島へ到着するまでには数日の時間を要した。このため、大島社協では、大島高校・海洋国際高校にスコップなどの提供を依頼するとともに、日頃から社協の活動を支援してくれている島内サポーターの中から資機材を持っていそうな方を中心に連絡をとり提供を呼び掛けるなど、当面の間の活動用資機材をかき集めた。



当初、島内を中心に提供を受けた資機材（大島社協提供）

センター立ち上げ直後は、島内の宿泊施設が災害対応のための関係機関や報道関係者で満室の状態にあり、島内に宿泊場所を確保することが困難だった。このため、島外からのボランティア問合せに対しては、「来島を控えてほしい」と呼び掛けていた。この結果、初期に島外から来たボランティアのほとんどは、大島出身者など、実家や親戚宅などが島内にある方々だった。

最初の活動場所は、センター設置前日のニーズ調査をもとにした2件の土砂除去（泥出し）作業であった。その後も、土砂除去の

ニーズが次々と寄せられたが、加えて台風27・28号の接近を受けて、土のう積みなどの作業依頼もあった。

ボランティア活動の本格化

災害ボランティアセンター立ち上げ翌日の10月19日は、降雨に伴いボランティア作業を13時で終了した。その後、センターのある地域を対象に、町から避難準備情報及び避難勧告が出されたため、翌20日の活動は中止された。同様に、台風27・28号の接近に伴う避難勧告・指示を受けて、25～26日の活動も中止された。

この間、当初、各地の関係団体に提供を依頼していた資機材が次々と到着した。



各地から届く資機材の受入風景（大島社協提供）

こうして、2つの台風が通過した後は、島外からのボランティアを本格的に受け入れることとなり、ボランティア活動がいよいよ本格化した。10月30日には、初めて1日の活動参加者が100人を超え、特に11月2～4日の三連休には1日当たりの参加者が最大500人にもものぼった。

毎朝、センターでは08時30分からボランティアの受付を開始した。受付後は数人ずつに作業班をつくり、班ごとに作業場所となる現場の地図、ニーズ票のコピーを渡して作業指示が行われた。このニーズ票も、過去の災害で利用されたものをもとにして改良が重ねられた。



多くの方が集まったボランティア受付（大島社協提供）

Column

ボランティア受付の工夫

ボランティア受付は08時30分の開始としていたが、大型客船で来島した方々が07時前には到着してしまうことから、状況に応じて柔軟に対応した。また途中からは、大島でのボランティア活動が初めての方と2回目以降の方で、受付窓口を分け、経験者を作業班のリーダーに配置できるようにという工夫もした。

当初は、終日活動することを前提としていたが、その後、午前のみ、午後のみ活動も受け付けることで、ボランティアが参加しやすくなるようにした。



初めて（右）と2回目以降（左）で分けて受け付け（大島社協提供）

各作業班が活動中の現場には、過去の災害で支援経験のあるボランティア・コーディネータや東京都災害ボランティアセンター（事務局：TVAC）より派遣されたコーディネータが巡回して活動状況を確認するとともに、活動終了後も現場に赴いて確認作業を行った。コーディネータは最大時で5人が活動し、地区割りで担当を割り振ることもできた。このように確認作業を丁寧に行ったこともあり、ボランティア活動に伴う大きな事故・トラブルは生じなかった。

ボランティアが被災現場で行った主な災害復旧活動は、下表のとおりである。このほかにも、例えば、被災者が応急仮設住宅への引越し、応急仮設住宅から災害復興住宅への引越しなどの支援も行った。

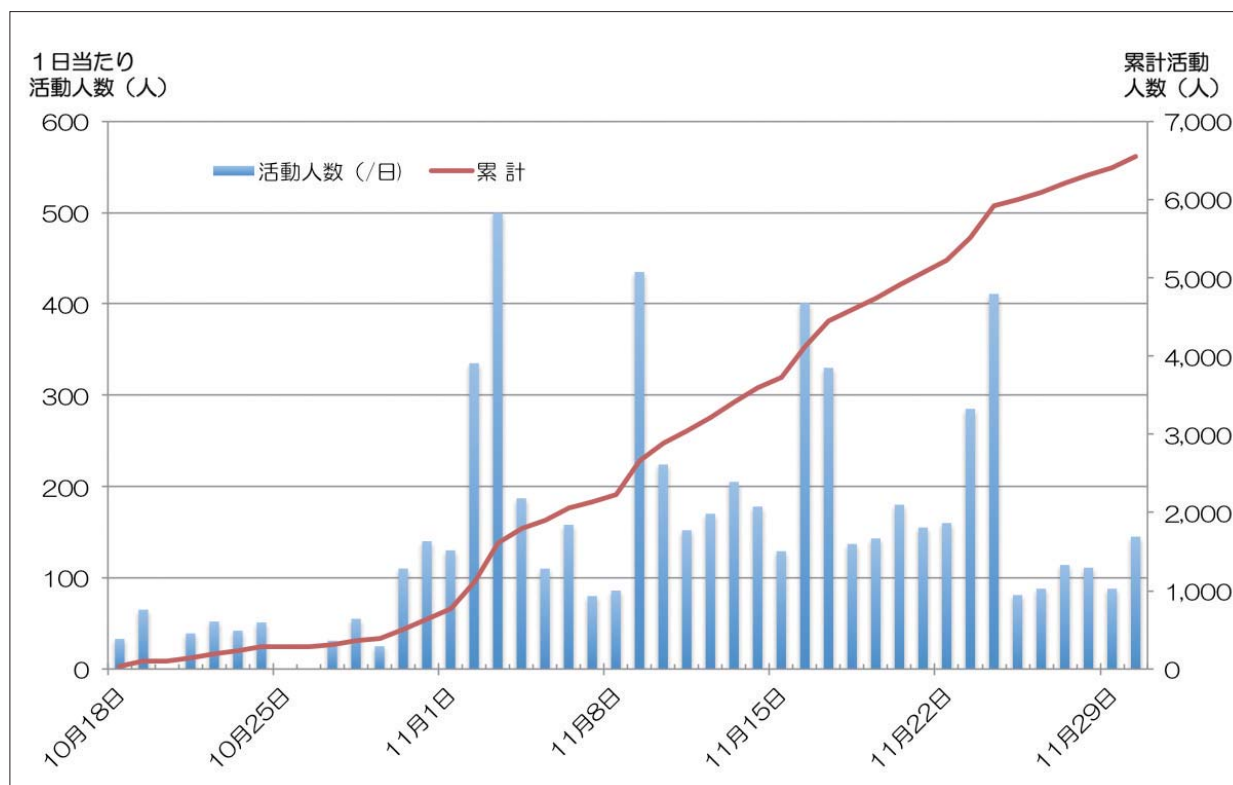
ボランティアの活動内容（平成27年11月末現在）

活動内容	件数
泥出し・がれき撤去	130件
家財道具等の運び出し・清掃・食器洗い	34件
庭の泥出し・整地	36件
消毒	30件
その他	21件

土砂除去などの作業ニーズが一段落したことから、平成26年2月28日をもって、災害復旧活動は終了した。この間のボランティア活動参加者は、総計7,597人、活動件数は706件に及んだ。



ボランティアによる災害復旧活動（大島社協提供）



11月までのボランティア活動人数（大島社協提供データを元に作成）

ボランティアの受入体制

多くのボランティアが来島する中で、その受入体制も徐々に整えられていった。

ボランティアの宿泊先については、原則として各自で手配することとしていた。島内の宿泊施設の中には、宿泊料金の割引及び災害ボランティアセンターまでの送迎を行うなど、ボランティアを積極的に受け入れるところが出てきた。また、団体でまとまって来るボランティアのために、大島社協が以前民宿であった施設を借り上げて、提供するようにした。この施設借り上げに際しても、大島社協のサポーターに情報提供を依頼して、利用可能な施設の紹介を受けた。借り上げに要した費用は、最終的に東社協が負担した。

活動が本格化した頃からは、島民有志による昼食時の炊き出しが行われた。コンビニエンスストア等がなく、昼食に困ることが多かったボランティアにとって、この支援は非常に助かるものだった。



有志による豚汁の炊き出し（大島社協提供）

さらに、船舶を利用して来島するボランティアのため、東京都の要請を受け、11月2日から東海汽船による復路運賃の割引（大型客船35%、高速船30%）が行われた（適用は11月1日乗船分から）。このためボランティアセンターでは、大島社協の事務局長印を押した「ボランティア活動証明書」を発行して、活動に参加したボランティアに配布した。

災害ボランティアセンター運営における役割分担と連携

災害ボランティアセンターの運営は、大島社協と東京都災害ボランティアセンターから派遣・紹介された島外からの支援者が役割分担して行った。センターでは、初期には毎晩1回の定例ミーティングが開かれ、当日の報告と翌日の予定確認、現状の課題に関する共有・検討などが行われた。



災害ボランティアセンターのミーティング（大島社協提供）

島外支援者の多くは、他の被災地などでの活動経験も豊富で、多くのノウハウを持っていた。このため、センターでの参加者受付や、ボランティアニーズとのマッチング、活動用資機材の管理などは、これら支援者が中心となり、一部の島民ボランティアとともに担当した。センターの室内には、大きな地図が張り出され、その時点の作業場所や作業ニーズのある箇所に関する情報が共有された。

一方、大島社協の役割は、各種調整と被災者のニーズ把握であった。特に、町役場との連絡・調整は重要で、毎晩、センターでのミーティングを終えた後に、大島社協職員が町役場へ出向き、当日の結果と翌日の予定を報告するとともに、各種情報の共有・協議を行った。これによって、例えば、ボランティア作業で出された土砂を入れるために必要な土のう袋は町が用意することや、土砂の仮置場を地図上に図示して町役場へ連絡することなど

が決められた。また、ボランティア用の仮設トイレ設置などを町に要望して、これを実現してもらうなど、多くのボランティアが活動に参加するための環境づくりも進められた。

Column

役立った毎晩の打合せ

大島社協の職員と行った毎晩の打合せは、町としても役立つものだった。当時、町の職員は災害対応業務に追われており、被災現場の状況や避難所にいる被災者の訴えを十分に把握することが困難だった。

大島社協がニーズ調査などを通じて得た情報を共有してくれたこと、被災者に寄り添って必要な対応を提案してくれたことで、避難所の衛生環境を整えるなど、さまざまな対応を進めることができた。

担当していた町職員は、「対応に苦勞した点もなく、困ったことが生じなかったのは、この毎晩の打合せのおかげかもしれない」と語っている。

大島社協の行うニーズ調査に関しては、当初は被災者の間に「社協＝福祉事業者」というイメージがあり、「なぜ社協が訪問してくるのか？」という受け止め方も少なくなかった。しかし、繰り返し戸別訪問を行ううちに、徐々に困りごとなどが語られるようになり、ボランティアニーズの掘り起こしにつながった。災害前から顔見知りの大島社協職員などが訪問したことで、被災者が話しやすい環境を作り出せたことが、効果的であったと言える。大島社協職員による訪問ニーズ調査は、元町地区に限らず、泉津・岡田など他地区も含めた全被災者に対して行われた。

なお、災害ボランティアセンターの設置・運営に要した費用は約1千万円となったが、

センターに寄せられた寄付金でそのすべてをまかなうことができた。

被災者・避難者への支援

住民交流会「あいべえ」

災害から約半月が過ぎた11月1日、被災者が避難する避難所で、喫茶スペース「あいべえ」が開設された。これは、過去の災害対応経験が豊富な島外からの支援者のアドバイスをもとに実施することになったものである。初日は、13時～15時の開催時間中、約20人が参加し、お汁粉の配布や専門ボランティアによるマッサージサービスの提供を受けるなど、好評だった。

大島弁で「一緒に行きましょう」という意味の「あいべえ」と名付けられた住民交流スペースは、その後、避難者が避難住宅（都職員住宅）へ移るとその敷地内で、さらに応急仮設住宅へ移ってからは仮設住宅団地内の集会所へと場所を変えつつ、毎週1回（水曜日）の頻度で継続して開催された。



教員住宅敷地内の住民交流スペース「あいべえ」（大島社協提供）

さらに、これと並行して、土砂災害で大きな被害を受けた元町二丁目でも、店舗「くぼいち」の一角を借りて、住民交流会「あいべえ」が毎週木曜日に開催された（平成26年3月末まで）。ここでは、ほぼ毎回、喫茶コーナー、足湯コーナー、マッサージコーナーが

設けられ、近隣住民などが集まって歓談する姿が見受けられた。



「くぼいち」店舗の「あいべえ」（大島社協提供）

住民の交流の場となっていた「あいべえ」は、すべての仮設住宅入居者が復興住宅などへ転出する時期にあわせ、仮設集会所での平成28年3月23日の開催を最後に、2年4か月にわたる活動を終えた。

被災者への情報提供

土砂災害から約1か月が経過した11月20日からは、「大島社協災害ボランティアセンターからのお知らせ」（通称「かわら



大島社協 災害ボランティア センター からのお知らせ

(平成25年11月20日)

今回の災害でお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
大島社会福祉協議会(大島社協)では、10月18日正午に災害ボランティアセンターを開設し、11月17日までに島内外から延べ4,420名のボランティアの参加を得て、延べ413件の復旧活動、被災者支援活動を行ってまいりました。
センターの運営にあたりましては、各種の団体・個人から支援金、支援物品、資機材のご提供を受け、また島内ではボランティア向けの炊き出しにご協力いただくなど数多くのご支援をいただきました。ご協力ありがとうございました。
災害ボランティアセンターとしては、復興に向けた変化が見られた段階でセンターの機能を変更(災害復旧から生活支援へ)しますが、大島社協は今後も引き続き被災された方々に寄り添い、長期にわたって共に歩んでいけるよう各種の活動を展開してまいります。
今後とも引き続きご支援・ご協力のほどよろしくお願い致します。

- 島外の個人ボランティアの受付を中断
 - 11月25日(月)より島外の個人ボランティアのお受付を中断します。
 - 島内のボランティアのみは引き続きご協力お願いいたします。なお、活動内容などについては、当センターの公式サイト、公式Facebookをご覧くださいか、お電話にてお問い合わせください。
- ご相談は引き続き承ります。
- お問い合わせ
(04992)
2-3773
公式サイトも合わせてご確認ください
<http://oshima.vc/>



社会福祉法人 大島社会福祉協議会 大島社協 災害ボランティアセンター
100-0101 東京都大島町元町2-1-4 TEL 04992-2-3773 もしくは 080-2334-5147
公式サイト = <http://oshima.vc/> 公式Facebook = <https://www.facebook.com/oshimasaiگاigaku>

「かわら版」第1号

版)の発行が開始された。それまで行っていたフェイスブックによる情報発信が主に島外の方を対象としていることから、島内への情報発信を行っていかうとしたものである。この時期は、フェイスブックを通じて11月25日以降の島外ボランティア募集見合わせが通知されており、島内ボランティアによる活動は継続予定であるにもかかわらず、ボランティア活動が中止されてしまうのではないかと誤解を受ける心配があった。このため、こうした誤解と被災者の不安を払拭する目的もあり、島外から支援に来ていたボランティア経験者のアドバイスを受けて、「かわら版」の発行が始められた。

かわら版は、翌年3月末までは毎週1回、

Column

つぶやきから生まれた支援

大島社協職員やボランティアが被災者にとりよめない会話をする中で生まれた支援もある。

「あいべえ」での交流会や、戸別訪問を通じた会話の中では、被災者からしばしば「台所が使えない」「災害のあと片付けに追われて、食事の用意をする気力や時間がない」などという声が聞かれた。

この小さな“つぶやき”をもとにして、大島社協ではお弁当の配食サービスを実施した(平成26年1月まで)。



大島社協によるお弁当配食サービス(大島社協提供)

その後は月1回の頻度で発行された。その内容は、被災者支援制度のわかりやすい説明や法律相談の案内、ボランティア活動の紹介など、多岐にわたっていた。

第1号は大島町全体に新聞折り込みとして配布したが、大きな被害を受けた元町二丁目・三丁目の住民に対しては、第1号以降、継続的にボランティアが戸別訪問して手渡しで配布するという方法がとられた。ボランティアにとっては、手渡しで配布することが会話のきっかけとなり、住民と話しやすくなるという効果があった。

センター改称と 生活支援相談員の配置

大島社協災害ボランティアセンターは、平成26年2月1日より、被災者の生活支援を主軸に活動するにあたり、「大島社協ボランティアセンター」に改称した。

同年4月からは、町の復興事業の一環として生活支援相談員2人が大島社協に配置され、応急仮設住宅や被災した元町、泉津、岡田の巡回訪問、「あいべえ」運営、「かわら版」配布などの業務を担当するようになった。

また、NPOの協力を得て、弁護士による訪問法律相談を開催するなど、被災者の生活再建を支援する取り組みが進められた。

ボランティア活動の発展

新たな活動主体の芽生え

大島社協の設置したボランティアセンターの活動を契機として、新たな活動の担い手も生まれた。

例えば、元町二丁目の店舗で開催されていた住民交流会「あいべえ」は、平成26年3

月をもって終了することとなっていた。しかし、参加者の間から「これで終わりはさみしいね」「これからも自分達で集まろうよ」などという声があがり、新たに「くぼいち木曜日お茶会」として、その後も継続している。

ボランティアセンターで活動した有志が集まって活動母体となったケースもある。その一例が「伊豆大島コミュニティぼらん」で、大島社協のボランティアセンターと連携しつつ、「復興祈願餅つき大会」の開催や福祉まつりへの出店などのイベント活動を行う一方、定期的に「もちよりカフェ」を開催するなど、平成28年6月26日まで約2年半にわたってさまざまな活動を行った。特に、定期的に弘法浜などの海岸を清掃する「ビーチ・クリーン」活動は、地元の高校生がいつも参加するようになるなど、ボランティア活動の輪を大きく拡げることとなった。

平成26年9月、大島社協ボランティアセンターは、一般社団法人ピースボート災害ボランティアセンターとの共催により、「災害ボランティア入門」セミナーを開催した。このセミナーには、島内外から41人が参加し、災害ボランティアへの関心の高まりが感じられた。



「災害ボランティア入門」セミナー（大島社協提供）

ボランティア参加者との交流の継続

島外から災害復旧支援のため来島したボランティアとの交流を継続する取り組みも行わ

れている。

そのひとつが、災害から1年が経過した平成26年11月を皮切りに毎年1回開催している「大島復興交流プログラム」である。島外から災害ボランティア活動に関わった方々に参加を呼び掛け、2日間かけたプログラムを通じて島の現状を感じてもらい、災害を契機とした交流の継続を目的としている。

毎回、初日は「福祉まつり」に参加して住民とともに模擬店の売り子などとして活躍してもらい、2日目は町歩きスタディーツアーとして町の復興状況に関する説明や被災者の体験談を聞くという密度の濃い内容となっている。

大島復興交流プログラム

	開催日	参加人数
第1回	平成26年11月1日～2日	32人
第2回	平成27年10月30日～11月1日	20人
第3回	平成28年11月4日～6日	20人



大島復興交流プログラム（大島社協提供）

他地域の災害支援

この土砂災害への対応で培った経験をもとに、他地域でその後に発生した災害に対し大島から支援する活動も積極的に行われるようになった。

例えば、平成26年8月20日に広島市で発生した土砂災害の被災者を支援するため、島内で有志を募り、社協職員2人を含む7人が10月8～9日に広島市を訪問した。現地では、大島の災害ボランティアセンターでも活動したNPO関係者のコーディネートにより、炊き出しや泥出し作業の支援を行うほか、寄付金を届けた。



広島での支援活動（大島社協提供）

同様に、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨で大きな被害を受けた常総市に対して、災害直後に「スコップ」「一輪車」など復旧作業に必要な資機材を提供するほか、社協職員が復旧作業の支援のため現地派遣された。



常総市へ提供した資機材（大島社協提供）

Part 12 教育機関等の対応

土砂災害への対応

前日の休校決定

土砂災害前から、大島町では、台風接近が予想されると毎回、事前に台風説明会が開催されていた。この説明会には、島内の小中学校から校長等が参加し、その終了後は教育長と校長が対応について協議する校長会も開催することになっていた。

土砂災害前日にあたる10月15日午前中に台風説明会が開催された際にも、これと同様の対応がとられた。台風説明会には、町内の小中学校6校の校長等が参加し、その後に開催された校長会で、翌16日の全校休校が決定された。

同様に、島内の高校2校のうち都立大島高校も、15日の段階で翌16日を休校とし、16日に予定されていた中間考査は10月21日に振り替えることが決定された。他方、都立大島海洋国際高校は、15日には台風接近を受けて部活動を中止し生徒を下校させたが、翌16日を休校とするという決定は、この時点では下されなかった。

小中学校の対応状況

10月	16日 (水)	17日 (木)	18日 (金)	21日 (月)	22日 (火)	23日 (水)	24日 (木)	25日 (金)	28日 (月)	29日 (火)	30日 以降
つばき小学校	休校	通常授業	通常授業	休校	休校	休校	休校	休校	休校	午前授業	午前授業
さくら小学校	休校	通常授業	通常授業	休校	午前授業	午前授業	午前授業	休校	午前授業	通常授業	通常授業
つつじ小学校	休校	通常授業	通常授業	休校	午前授業	午前授業	休校	休校	通常授業 (弁当)	通常授業	通常授業
第一中学校	休校	通常授業	通常授業	休校	休校	休校	休校	休校	休校	通常授業	通常授業
第二中学校	休校	通常授業	通常授業	休校	午前授業	午前授業	午前授業	休校	午前授業	通常授業	通常授業
第三中学校	休校	通常授業	通常授業	休校	通常授業	通常授業	休校	休校	通常授業 (弁当)	通常授業	通常授業

土砂災害発生後の対応

土砂災害の発生を受けて、各小中学校では、教職員、児童・生徒の安否確認に追われた。特に、被災地域を校区に含むつばき小学校、第一中学校では、すべての児童・生徒の安否が確認されるまでに、苦労があった。安否確認の結果、中学生の一人が土砂災害に巻き込まれ、東京消防庁のヘリコプターで救急搬送されたことなどが判明した。

また翌17日、18日はすべての小中学校で通常どおりの授業が行われたが、被災現場に近いつばき小学校では、通学路を復旧・搜索活動の車両等が行き交うことなどから、集団下校を行い、児童の安全を確保する取り組みが進められた。

一方、前日から休校措置を決めていた都立大島高校では、16日中に翌17日を休校、18日を登校日とすること、16日以降の中間考査は中止することを決定するとともに、「ボランティアができる生徒は作業着で登校してください。」と呼び掛けた。また、都立大島海洋国際高校は、島内のバスが運休したことに伴い16日を休校、翌17日は徒歩通学の措置がとられた。

その後の降雨・台風への対応

臨時校長会での検討

10月18日午前10時、開発総合センターの会議室に各小中学校の校長、教育長、教育委員会委員長はじめ関係者が集まって、臨時校長会が開催された。この会議では、次の大雨に備えて、在校状況に応じた2種類の想定で、避難勧告・指示等が出された際の各校の対応が協議された。協議は2時間以上に及び、以下の対応が決定された。

避難勧告等発令の際の各小中学校の対応（想定）
（10月18日臨時校長会議決）

想定1) 平日昼間 天候：雨、避難所：さくら小学校	
つばき小学校	避難勧告の際は、バス（3台）で直接さくら小学校へ。
さくら小学校	父兄に引取りをしてもらう。児童の自宅が崖地等危険区域の場合は、学校確保。つばき小、第一中学校（避難勧告区域内）の受け入れ。
つつじ小学校	父兄に引取りをしてもらう。児童の自宅が崖地等危険区域の場合は、学校確保。
第一中学校	被害想定区域外であれば学校確保。想定区域内であればバス（2台）でさくら小学校へ避難。 ※その後の検討により、避難先は北の山公民館へ変更。
第二中学校	原則、学校確保。状況により教諭・3年生等はさくら小学校へ応援対応。
第三中学校	原則、学校確保。つつじ小学校児童に兄弟がおり、保護者が希望の場合は引取り可。
想定2) 夜間	
避難勧告等が予想される場合は、学校長は自宅待機。対応については各学校の防災計画に従って行動。	
共通事項	
<ul style="list-style-type: none"> 避難時移動の際、教諭等は児童・生徒とバスで移動。教諭等個人車両2台まで可。 教諭1人は、時系列に記録を留めること。 電話連絡等は原則、携帯電話使用。 路が崖崩れ等で分断され自校に出勤できない場合、出勤可能な同校種校へ。 	

翌10月19日、午前10時20分から臨時校長会が再度開催された。この日は土曜日だったが、南部2校を除く各小中学校校長と町教育委員会との間で、当日夕方に発令される可能性のある避難勧告等への対応について具体的な検討が行われた。この結果、大雨による避難勧告・指示等の状況に応じて、以下のように対応することが決定された。

避難勧告等の状況に応じた休校措置
（10月19日臨時校長会議決）

避難勧告等の状況	小中学校の対応
避難勧告（元町地区）のみが出た場合	つつじ小・二中・三中は通常どおり開校 つばき小・さくら小・一中は休校
全島民自主避難が出た場合	全校休校
全島民避難指示の場合	全校休校

10月19日夕方には、元町地区や泉津地区の一部に対して避難勧告が出された。翌20日には、昼から夜にかけて大雨が降ることが予想されていたことから、防災行政無線を通じて次のような連絡も行われた。

防災行政無線による学校関連の連絡

放送日時	放送内容
10/20 12:05	（学校の休校について）つばき小学校・さくら小学校及び第一中学校は避難の解除があるまで休校します。
同 14:24	（学校への連絡について）第一中学校の保護者の方で、自宅以外に避難して、学校に知らせていない方は、第二中学校に連絡して下さい。なお、第一中学校で22日に予定されていた全体保護者会は中止、また、中間テストは中止です。つばき小学校の方で、自宅以外に避難して、学校に知らせていない方は、さくら小学校に連絡して下さい。

さらに20日14時30分頃には、町役場で教育委員会委員長、教育長、教育文化課長の集まる臨時会議が開催され、翌21日は島内の小中学校を全校休校とすること、防災行政無線で休校措置を放送しなかったつつじ小学校、第二中学校、第三中学校については連絡網で周知すること、給食は25日まで休止

Column

子ども家庭支援センターの対応

野増出張所に設けられている子ども家庭支援センターでは、この土砂災害を受けて、子育て支援事業の“ひろば”を一時休止、保護者が死亡又は行方不明、本人や保護者が負傷するなど、支援の必要な18才未満の児童を把握、各機関と連携して対応にあたった。

すること（ただしその後の協議により給食休止は28日までに変更）などが決められた。また、20日18時半過ぎには、つばき小学校、第一中学校の校長と教育長、教育文化課長の協議が行われ、両校は22日まで休校することとなった。

その後の小中学校の対応

各学校の休校措置は、本来それぞれの学校で判断すべき事項であることから、10月22日以降については、原則として各校で判断して、結果が町へ報告された。

小中学校においては、小学校・中学校という校種ごとに、校長同士が相談しつつ対応を検討した。また、つばき小学校と第一中学校では、両校に通う児童・生徒の中に兄弟姉妹もいることから、特に連携・相談した上で判断されていた。

そうした経緯もあり、10月22日以降は、休校、午前授業、通常授業など各校の状況に応じた対応がとられた。28日までは給食が休止されたため、弁当持参での通常授業を行った学校もあった。また、台風27・28号が接近し全島に避難勧告が出された10月25日については、島内の全小中学校が休校措置となった。

島内の小中学校がおおむね通常どおりの授業体制に戻ったのは、10月29日である。ただし、つばき小学校については、被災現場に近く、校庭に土砂が仮置きされていたことなどから、しばらくの間は、午前授業という形での対応が続いた。

Column

元町保育園の対応

この土砂災害では、大島町立元町保育園の園庭にも、一部に土砂が流れ込んだ。園舎などの施設には被害がなかったものの、保育園から山側の方向に位置する長沢砂防ダムに大量の土砂等が堆積したことから、すぐには預かり保育を再開することができなかった。

その後、砂防ダムの土砂等を取り除く作業が進捗することで、危険性は低下した。また国土交通省による警戒避難基準の設定に際して、元町保育園は避難区分B（警戒区域）とされた。

これを受けて、福祉けんこう課では、11月8日に元町保育園の保護者を対象とした説明会を開催して、園の現状や今後の見通しについて説明を行った。その上で、元町保育園は、11月11日（月）より通常どおり再開された。

高校の対応

避難所が開設された都立大島高校では、10月20日の時点で、当面休校とすることが決定され、「学校には登校しないこと。学校再開の時は、再度連絡します。」という情報が生徒・保護者に伝えられた。大島高校の教職員は、避難所運営に積極的に参画して、被災者対応にあたった。

大島高校で授業が再開されたのは、土砂災害から2週間後の10月30日であった。この間、同校の教員・生徒の多くが、ボランティ

ア活動として、被災現場で土砂・流木の除去作業などを行った。

一方、都立大島海洋国際高校では、10月18日以降は通常授業が再開されていたが、台風27・28号の接近に伴い、10月22日に寄宿舎で寮生活を送る生徒全員を一斉帰省させた。また、避難所となる可能性を考慮して、武道場の畳、マットを移動するなど受入準備を行ったが、避難所には指定されず、10月23日より体育館が応援警察官の休憩所として使用されることになった。

同校では、台風が通過した10月27日からは通常授業が再開された。その後、11月3日を皮切りに複数回にわたり多くの生徒が被災地でのボランティア活動にあたった。

Column

ボランティア活動に対する表彰

この土砂災害の直後、都立大島高校と都立大島海洋国際高校の高校生は、ボランティア活動で大きく被災地に貢献した。このため両校は、平成26年6月の土砂災害防止月間の中で、「自発的に全校一丸となって、民家敷地に流入した土砂の撤去作業など支援活動を行ったものであり、被災者支援活動に多大な貢献」をしたとして、国土交通大臣より「平成26年度土砂災害防止功労者表彰」を受けた。

Part
13支援物資・義援金の
受入れと配分

被災者向けの支援物資

個人・団体から寄せられた
多くの支援物資

土砂災害当日から、町役場に対して、島内の飲食店、ベーカリーなどの事業者や、一部住民などから、弁当、パンなどのすぐに食べられる食料の提供申出が複数件あった。

これらを皮切りとして、被災者を支援するために、島内外の多くの個人・団体からさまざまな物資が提供された。災害後1週間が経過した10月22日時点で、その件数はすでに100件近くにのぼり、その後も多くの支援物資が被災者のために届けられた。

災害後1週間で寄せられた支援物資等

内容	件数	
	個人	団体
食料 (おにぎり、パン、果物類、 カップ麺類、菓子類、 ペットボトル飲料、米 等)	14件	31件
食料以外 (毛布、タオル類、衣類、 マスク・歯磨きセット等衛生用品、 避難所用簡易間仕切り 等)	25件	28件
必要物資の要請依頼 (必要なものを送るので、知らせてほしいとの申し出)	1件	1件

注) 食料と食料以外が一緒に寄せられた場合は、各1件としてカウント

支援物資の受入れ・管理

町の地域防災計画では、支援物資の対応は、福祉けんこう課が担当するものと定められていた。しかし同課は、被災者支援などの災害対応に追われていたことから、支援物資対応は税務課が担当することとなった。その後、り災証明の発行を開始するにあたり、これを

所管する税務課では対応が困難になったことから、支援物資の担当は、さらに総務課へと変更された。

町役場に届いた支援物資は、その種類ごとに下表のように分類して保管し、必要に応じて避難所等の被災者へ配布された。しかし、災害直後は、自宅に残っていた被災者や自主避難している被災者の把握が十分できておらず、支援物資の配布時期が遅れるということがあった。

支援物資の保管場所

種類	保管場所
食料品(米、インスタント麺、菓子など)	旧地籍調査室 (地下1階)
生活雑貨(ティッシュ、タオル、電池、歯磨き用品、おしりふき、ハンドソープ、生理用品など)	旧建設課 (地下1階)
衣服・雑貨	大集会室舞台裏 (2階)
飲料(水、お茶など)	旧消防車庫 (地下1階)



ボランティアによる支援物資の仕分け作業(大島社協提供)

衣服などの仕分け作業は、ボランティアセンターのボランティアによる支援を受けた。

町では、保管場所ごとに物資の台帳を作成し、数量を把握するとともに配布先・配布数などを記載して管理しようとしたが、次々と物資が届いて数量把握・管理は十分にはできなかった。また、多くの支援物資が届いたことから、被災者に配布しても配りきれないものも少なくなかった。そこで11月12～15日に開発総合センターで支援物資の配布

を行うことをホームページで告知するとともに、「受取り困難な場合は、お届けすることもできるので、町役場まで連絡を」と呼び掛けた。

支援物資を寄せてくれた個人・団体に対しては、町としてお礼状を送付して、感謝の意を示した。また、自社製品を支援物資として送ってくれた企業の中には、寄贈した物品が使われている様子の写真がほしいと依頼してくるところもあったため、例えば支援物資を手渡す写真を撮るために知人に被写体となることを承諾していただき、このような依頼に対応した。

義援金の受入れと配分

義援金の受入れ

島内外からの被災者を支援しようという声に応え、町では、10月18日から窓口での義援金受付を開始した。また、同21日からは受入口座を開設して、ホームページなどで支援を呼び掛けた。

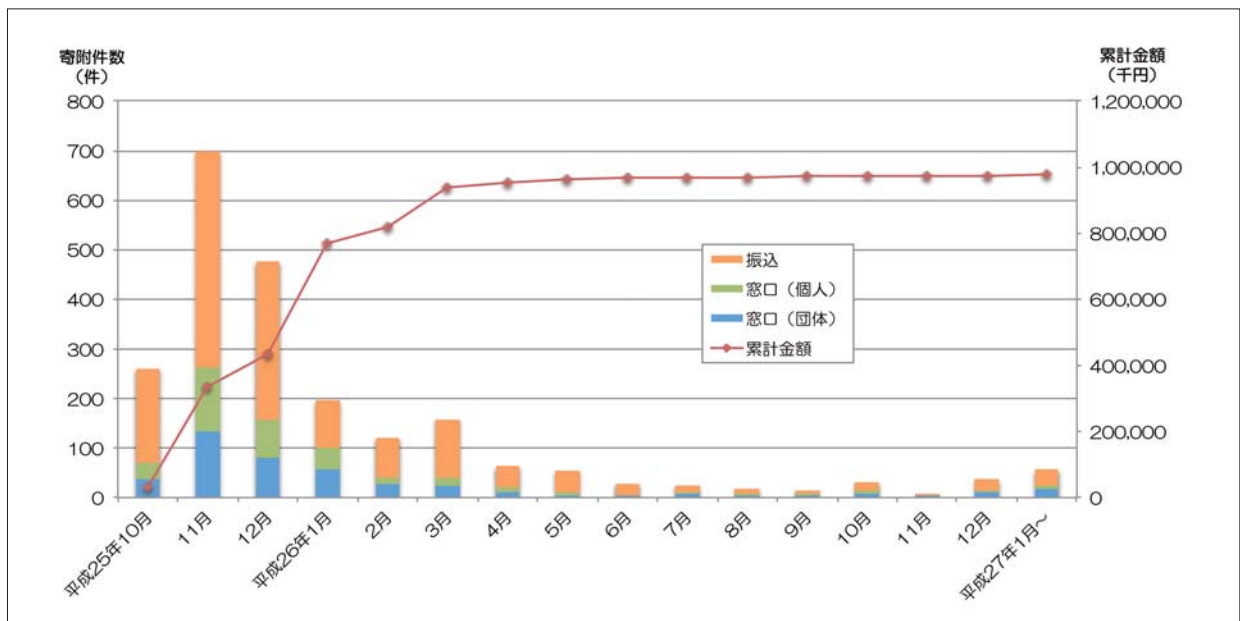
義援金は、各種団体・企業などはもちろ

ん、個人からも数多く寄せられ、平成25年末までで1,434件、4億3千万円を超える金額となった。その後も義援金は継続して寄せられ、平成28年12月現在で計2,244件、総額は約9億7,900万円近くにのぼっている。そのほかにも、ふるさと納税などの指定寄附という形で、町の教育や復興に役立ててもらいたいと寄せられたものもあった。

一方、10月19日からは、東京都も「伊豆大島等台風26号災害東京都義援金」の募集を開始した（募集期間：平成25年10月19日～平成26年1月31日）。日本赤十字社東京都支部、東京都共同募金会が募集協力機関として位置づけられ、これら機関で受け付けた義援金も東京都が集約して、次表のように4回に分けて大島町に配分された。

東京都義援金の町への配分

配分	配分日	総額
第一次	平成25年11月26日	1億5,700万円
第二次	平成26年1月15日	3億800万円
第三次	平成26年3月12日	9,037万4,170円
追加分	平成26年5月30日	195万8,135円



寄せられた義援金の件数（振込、窓口（個人）、窓口（団体）別）と累計金額

被災者への義援金配分

町では、東京都から配分された義援金や、町へ寄せられた義援金について、大島町災害義援金配分委員会を開催し、配分対象・金額などが検討された。この結果、義援金は、第一次～第三次の3回に分けて、被災者へ配分されることとなった。

義援金配分の対象は、第一次配分（東京都義援金）では人的被害・住家被害のみであったが、その後、大島町へ寄せられた義援金を配分する第二次配分では、長期避難、離職、自動車被災など多種多様な被害を対象とした。さらに第三次配分では、店舗、事務所などの非住家被害を受けた被災者に対しても、義援金が配分された。

第一次の受付開始にあたっては、最初の義援金配分であることから、り災証明発行や相談受付もできるようにとの配慮で、最初の3日間を「集中受付期間」とし、開発総合センター1階大会議室に受付窓口を特設した。また、12月25日から受付を開始した第二次配分では、「年末年始見舞金」についてその場で現金でお渡しする（1月31日申請分まで）という、配分趣旨に即した細やかな対応が図られ、そのために2日間の集中受付期間として受付窓口が特設された。

第一次～第三次配分により、対象者全員に義援金が配分された後、残額について大島町

被災者への義援金配分

配分	対象	配分申請受付開始
第一次	・人的被害 ・住家被害	平成25年12月4日 (集中受付期間： 12月4～6日)
第二次	・長期避難 ・離職等 ・自動車被災 ・年末年始見舞金	平成25年12月25日 (集中受付期間： 12月25～26日)
第三次	・人的被害・住家被害 ・長期避難 ・非住家被害 ・負傷者	平成26年2月14日

災害義援金配分委員会で審議が行われた。この結果、義援金残額については、今後の被災者生活支援等に役立てるため、町の「災害対策基金」に積み立てることとなった。

義援金配分の対象・金額

(平成 27 年 7 月 30 日現在)

被害	支給対象	配分(円)	支給件数	支給額計(円)	
第一次配分					
人的被害 (1人当たり)	死亡者・行方不明者のいる世帯	1,000,000	39	39,000,000	
	災害障害見舞金該当者	800,000	0	0	
住家被害 (1世帯当たり)	全壊	1,000,000	61	61,000,000	
	大規模半壊	800,000	12	9,600,000	
	半壊	500,000	19	9,500,000	
	一部損壊(床上浸水あり)	50,000	18	900,000	
	一部損壊(床上浸水なし)	25,000	53	1,325,000	
第一次配分計			202	121,325,000	
第二次配分					
長期避難見舞金	11月2日から個室避難所に入居した世帯主	50,000	15	750,000	
	11月25日以降に個室避難所に入居した世帯主	100,000	8	800,000	
	家賃補助により民間住宅等に入居した世帯主	150,000	7	1,050,000	
	縁故宅等や被災自宅にて生活している世帯主	300,000	66	19,800,000	
離職等見舞金	今回の災害が起因して、収入が失われた世帯の主たる生計維持者が1か月以上職を失った世帯主	300,000	65	19,500,000	
自動車被災見舞金	自動車が被災し、やむを得ず廃車した所有者	10,000	71	20台	200,000
	※レンタカーや農業用車等も含む	50,000		四輪車	92台
年末年始見舞金【現金】	全被災の世帯主(り災証明の全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊及びライフライン寸断世帯)※「非住家のみ」のり災証明書を所有する場合は、その世帯主に一律配分	100,000	240	24,000,000	
第二次配分計			472	70,700,000	
第三次配分					
1 人的被害及び住家被害					
人的被害	死亡・行方不明者	1,000,000	39	39,000,000	
住家被害 (持ち家世帯)	全壊	4,000,000	32	128,000,000	
	大規模半壊	3,200,000	7	22,400,000	
	半壊	2,000,000	13	26,000,000	
	一部損壊(床上浸水)	1,000,000	15	15,000,000	
	一部損壊(床下浸水)	400,000	39	15,600,000	
	一部損壊(浸水なし)	200,000	10	2,000,000	
住家被害 (借家世帯)	全壊	400,000	29	11,600,000	
	大規模半壊	320,000	4	1,280,000	
	半壊	200,000	6	1,200,000	
	一部損壊(床上浸水)	100,000	3	300,000	
	一部損壊(床下浸水)	40,000	13	520,000	
	一部損壊(浸水なし)	20,000	4	80,000	
小計			214	262,980,000	
2 長期避難世帯					
長期避難世帯	持ち家世帯	1,000,000	6	6,000,000	
	借家世帯	100,000	5	500,000	
小計			11	6,500,000	
3 非住家被害					
A 店舗、宿、工場等	全壊	4,000,000	11	44,000,000	
	大規模半壊	3,200,000	3	9,600,000	
	半壊	2,000,000	5	10,000,000	
	一部損壊	400,000	35	14,000,000	
B 事務所、借家、別宅等	全壊	2,000,000	26	52,000,000	
	大規模半壊	1,600,000	6	9,600,000	
	半壊	1,000,000	13	13,000,000	
B2(寮)	一部損壊	200,000	30	6,000,000	
	全壊	500,000	10	5,000,000	
C 倉庫、車庫、風呂等	全壊	300,000	42	12,600,000	
	大規模半壊	240,000	8	1,920,000	
	半壊	150,000	15	2,250,000	
	一部損壊	30,000	37	1,110,000	
小計			241	181,080,000	
4 負傷者見舞金					
災害入院者	1名につき	800,000	10	8,000,000	
小計			10	8,000,000	
第三次配分計				458,560,000	

Part 14 広報対応

報道機関への対応

殺到する報道陣

土砂災害発生の当日から、多くの報道関係者が殺到した。

救出・捜索活動を行っている現場では、当初、ブルーシートなどがなかったため、報道陣の目から犠牲者の姿を隠すため、その場にあった板を使用せざるを得なかった。捜索活動場所のすぐ近くまで報道関係者が近づき、ご家族はもちろん、活動にあたる消防団員も神経を尖らせた。

町役場も、報道関係者が押し寄せて混乱状態となっていた。災害対策本部の看板が立てられた応接室の入口は、中で関係者が会議をしているにもかかわらず扉を閉じることができず、報道関係者の差し出すカメラやマイクであふれかえるような状況だった。電話での問い合わせ・取材も多く寄せられ、町職員はその対応に追われることとなった。

役場内のあちこちで多くの報道関係者が立ち歩く状況だったことから、発災当日のうちに、役場2階の通路に長机、椅子、電源タップを用意して、報道関係者用スペース（記者席）が設けられた。



役場2階に設けられた「記者席」（東京消防庁提供）

このような対応は、事前の計画等ではなく、その場の判断で行われたものだったが、報道関係者に一箇所に集まってもらうことで、報道関係者向けの情報発信がしやすくなるという効果があった。通路に出されたホワイトボードには、被害状況や被災者に関する情報などが張り出され、報道関係者へ情報提供された。

しかし、役場2階の通路が報道関係者に占拠され、一部ルールを無視した報道関係者による過剰な取材により、町職員がスムーズな業務を行えない状況も生じて、混乱を招いた。また、災害対応にあたる町職員の執務スペースが近かったため、情報管理の面でも懸念もあった。このため、数日後は、通路上にカラーコーンとホワイトボードで仕切りが作られ、報道関係者が総務課などの執務スペースや災害対策本部会議を行う町長室・応接室などに近づけないようにという措置がとられた。



カラーコーンで作られた仕切り（東京消防庁提供）

定時記者会見の開催

土砂災害の発生した10月16日19時、島根県から帰島した町長が記者会見を行った。会見では、前日から当日にかけての町役場及び町長の対応状況などについて説明したが、報道関係者からは「なぜ避難勧告を出さなかったのか」などという厳しい質問が相次いだ。

翌日以降も、原則として毎日19時から、役場3階の第3会議室で町長による定時記者

会見が行われた。また、10月21日以降は、毎朝09時から、災害対策本部会議などを終えた町長に対する「囲み取材」という形で、報道関係者への情報提供が行われた。

定時会見に限らず、状況に応じて臨機の対応もとられた。例えば10月23日の島外避難に際しては、09時に町長が記者会見を行い、さらに11時に担当課長が記者会見をするという変則的な対応がとられた。また、台風27・28号の接近が予想されていた10月24日夜の記者会見では、終了間際に「明朝から台風対応に専念するまで、町長の記者会見は台風通過まで行わず、その間、担当課長が対応する」ことが伝えられた。必要に応じて、町役場2階のカウンター付近で、町長や担当課長などが記者を集めて会見する場合もあった。



カウンター越しの町長会見（東京消防庁提供）

報道関係者への協力依頼

避難所となった開発総合センターでは、被災者のいるスペースに報道関係者が立ち入る姿も見られ、避難者から苦情が出されることもたびたびあった。大雨に備えて10月19日から開設された各避難所でも、報道関係者が取材・撮影に入り、避難者から町役場へ苦情が寄せられた。このため10月20日には、避難所責任者から災害対策本部へ報告された避難者の苦情内容をそのまま記者席に張り出して、避難所における取材の自粛を求めるとともに、節度ある取材・撮影への協力が呼び

掛けられた。

記者席に張り出された避難者の声

被災した避難者からのマスコミに対する以下のような苦情が（複数）あったので報告します。「報道の自由もわかるし、本部と避難所が同じ建物なのではない部分もあるが、部屋の外に出れば態度のでかい人間がたくさんたむろしているし、喫煙所も占拠しているし、憤りを感じている。特に今日は雨でみんな建物内に集まっているので、混雑ぶりに不愉快な想いをしている。また、誰がイスを出したか知れないが、エレベーターの前にもイスに座った人がいて、足の悪い人にとってはとてもじゃまになっている。どうかしてください。」

また10月21日には、町災害対策本部から「報道機関の皆様へ」として、「報道ヘリについてお願い」という文書が出された。その中では、住民から報道ヘリコプターの音で防災行政無線が聞こえず多数の苦情が寄せられていること、町役場や関係機関の行う屋外での無線連絡も同様に聞こえない状況であることから、「報道ヘリコプターの飛行を可能な限り控えていただくよう、ご協力をお願いします」と呼び掛けられた。

報道対応の改善

定時記者会見は、当初は常に町長が行っていたが、徐々に担当課長など町職員のみが実施する場合も増えていった。また会見会場も、第3会議室を自衛隊等の拠点として利用することになったため、10月25日以降は開発総合センター1階ホールへと変更とされた。

こうしたマスコミ対応については、支援に来ていた内閣府、東京都からさまざまなアドバイスを受けた。定時に記者会見を行うことのほか、報道関係者への連絡は幹事社を介して行うという形をとるようになったのも、このアドバイスがきっかけである。

幹事社を窓口とすることで、町のマスコミ対応は比較的スムーズに進められるようになった。10月28日には、幹事社との相談の上で、町役場2階に設けられていた記者席が開発総合センター1階へと移動された。また、「大島町と報道各社との申し合わせ事項」として、防災行政無線の放送文など周知事項については記者席に掲示することや、今後の町からの定期的な報告は原則として担当課長はじめ町職員が行うこと、町長会見がある場合は原則として2時間前に各社へファクスで連絡することなども決められた。

その後も、特に質問事項のある場合は事前に報道関係者から文書で提出してもらい、次の定時会見で回答するという手順を定めるなど、徐々に報道対応は改善された。

こうして、11月17日、すべての報道関係者が開発総合センター1階の記者席から撤収して、土砂災害における報道対応は一段落することとなった。

臨時広報紙の発行

発災直後の被災者向け広報

土砂災害の発生直後、被災者に必要な情報を伝えるため、町災害対策本部として10月19日、21日及び11月1日に「台風26号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ」を発行した。

A4版2～3ページにまとめられた「お知らせ」には、被災者支援相談窓口を開設してワンストップで各種相談に対応していることや、り災証明書の発行、災害ボランティアの派遣、災害弔慰金・生活再建支援金の支給など、各種支援策などに関する簡単な説明と町役場担当部署等の連絡先が記されていた。ま

た、個人でがれきを持ち込む場合の搬出先に関する情報もあった。

活かされた東日本大震災の経験

土砂災害の発生した10月16日の時点で、町が毎月1回発行している広報紙「広報おおしま」11月号の原稿は完成していた。しかし、災害発生を受けて大幅な内容変更が必要となったことから、11月号の発行は断念せざるを得なかった。

そこで、これに代わるものとして、「広報おおしま」の災害臨時号を発行することとなった。東日本大震災後に、島内のアシタバの放射能測定結果などを知らせるために臨時号を発行した経験があり、そのレイアウトなどをそのまま利用することができたので、比較的スムーズに対応することができた。

広報 おおしま

2013年
(平成25年)
災害臨時号 11月1日発行

台風26号の災害で広報11月号発行を見合わせましたこと、ご容赦願います。

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

お願い
※ご連絡お待ちしています。
自主避難等で、居住地ではない場所へ、移られた方・・・
連絡先をお知らせください。
・何かお困りではないですか？
・被災された皆様への様々な支援についてご説明します。
そのような事をお聞きしたいです。

被災状況 (10月28日 13:40 現在)

死者	33人
行方不明	9人

政策推進課 災害復興係へご連絡ください。
電話 04992-2-1444

このたびの台風26号による土砂災害により尊い人命を失われた方々と、ご遺族の皆様にご心痛をお察し申し上げます。
同時に、未だ行方分からない方々が一刻も早く発見され、ご家族の元に帰られるようお祈り申し上げます。また、被災を受けた方々に心よりお見舞い申し上げます。
本県なら捜索・ガレキ処理・被災者支援・復興に向けた活動を優先したかったのですが、隣町・台風の接近が懸念される事態となり、緊張した日々が続くこととなりました。一時は島全域に避難勧告・指示を発表しましたが、新たな災害もなく落ち着いて判断・行動いただいた住民の皆様にご感謝申し上げます。
加えて、被災現場を中心に奮闘問わず働いている皆様にご心より敬意と感謝申し上げます。今後町役場の皆様との絆を大切にしながら役職員一同、町の復興と再建に専念してまいりますので一層のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。
これまでに全国の皆様方から義援金や救援物資、多くの温かいご支援・激励が届けられております。改めて最大限の感謝を申し上げます。

大島町災害対策本部長
大島町長 川島 理史

災害臨時号・第1号

被災者ニーズに即した掲載内容

「広報おおしま」の災害臨時号は、平成25年11月1日の第1号から、翌年9月の第9号まで発行された。被災者が必要として

いる情報を掲載するため、町役場へ寄せられる問合せ電話の内容などを参考にした。

「広報おおしま」災害臨時号の発行状況

	発行日	主な内容
第1号	平成25年11月1日	・住家（家屋）被害認定調査 ・被害に関する町役場からのお知らせ（抜粋） ・災害をうけると「こころ」に傷を負います など
第2号	平成25年11月8日	・住家（家屋）被害認定調査 ・税・医療費等の免除等に関するお知らせ ・住宅困窮者の支援について など
第3号	平成25年11月11日	・り災証明の発行について ・被害に関する町役場からのお知らせ（抜粋） など
第4号	平成25年12月1日	・災害義援金に関するお知らせ ・12月からボランティアセンターは、土日祝日は休館 ・被災自動車処理 など
第5号	平成25年12月13日	・大島町被災支援事業 ・応急仮設住宅への入居申請受付のお知らせ
第6号	平成26年3月18日	・台風26号大島町土砂災害に係る住民説明会の開催について ・大島復興町民会議の委員募集について
第7号	平成26年7月1日	・大島町復興計画策定へ向けて（復興計画策定委員会、復興町民会議の概要等紹介）
第8号	平成26年8月1日	・大島町復興計画素案（概略版）の作成報告、住民説明会案内
第9号	平成26年9月1日	・大島町復興計画に対するパブリックコメント募集 ・生活再建支援制度のおさらい

配布の際の苦勞と配慮

災害臨時号の配布は、島内については避難所及び全世帯を対象として、婦人会に依頼した。初期の頃は、1か月に複数回発行していたため、その都度配布する婦人会関係者には大きな苦勞をかけた。

島外へ移動された被災者等に対しては郵送で送ったが、その送付先を把握することが非常に困難だった。

視察・お見舞い等への対応

土砂災害の発生を受けて、東京都知事や政府調査団、内閣総理大臣をはじめ、多くの要人が被災地の視察に訪れた。また、近隣市町村より市町村長や議会関係者、さらには各種民間団体などが、義援金と支援物資を持って次々と被災お見舞いに来島した。



発災直後の政府調査団視察（10月19日）（東京消防庁提供）

視察等の対応は、そのテーマに応じて町の各担当課が行ったが、国や東京都の要人、市町村長などには、町長・副町長が対応する必要があった。天候の影響で来島予定が急ぎょキャンセルとなる場合もあり、そのスケジュール調整に苦慮した。

また、学会などの調査団が学術調査のため被災現場に入る際には、立入規制をしている警察官の求めにより、町として許可証を発行した例もあった。

平成 25 年中の主な視察等

青字：学術調査

付	内容
10/17	・東京都知事
10/19	・国土交通大臣 ・政府調査団（団長：防災担当大臣）
10/27	・内閣総理大臣 ・藤沢市
10/28	・自民党国土強靱化総合調査会
10/29	・総務省消防庁長官
10/30	・衆議院・参議院 災害対策特別委員会 ・東京都町村会
10/31	・伊東市
11/2	・熱海市 ・砂防学会
11/3	・環境副大臣
11/5	・下田市
11/6	・東伊豆町 ・首都大学東京
11/8	・東京都議会 ・神奈川県 ・東京都港区
11/9	・土木学会
11/10	・公明党 ・国会・都議会議員
11/13	・あきる野市 ・東京都議会
11/14	・北海道壮瞥町・洞爺湖町 ・山形市
11/17	・東京都市長会
11/18	・民主党青年委員会 ・都議会自由民主党
11/19	・伊東市 ・都議会公明党
11/20	・東京大学
11/21	・南砺市
11/22	・都議会維新の会・みんなの党
11/23	・自由民主党
11/27	・藤沢市
12/3	・三宅村
12/7	・総務大臣
12/10	・利島村
12/17	・環境副大臣
12/18	・総務大臣
12/20	・東伊豆町
12/24	・三宅村

